広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

企画編集責任者 増 田

目 次

資料集目録

解題

はじめに

我が国で行われた陪審裁判の実像

陪審法の実施準備

2 陪審事件の実数

3 請求陪審事件の実数

陪審裁判手続の実際

5 陪審公判の終局結果 無罪・縮小認定

陪審公判の終局結果 **--更新-**

7 陪審公判の終局結果 -公訴棄却-

8 陪審公判の終局結果 -原審破毀-

9 陪審公判の終局結果 -死刑・無期懲役

おわりに

歴史の審判を受けた陪審法

増田 修 (広島弁護士会弁護士)

2 「悉皆調査主義」の金字塔

3 陪審裁判記事から考える

4

居石正和(島根大学法文学部教授)

矢野達雄 (広島修道大学法学部教授)

土台の構築という営みの価値 資料集「我が国で行われた陪審裁判」に寄せて

大輔 (一橋大学大学院法学研究科准教授)

加藤 · 后(広島修道大学名誉教授)

紺谷浩司

(広島大学名誉教授)

6 蛇足なが 5

5

増田修氏の陪審裁判調査の完成を祝す

第三

資料集

資料集目録」 に掲載した資料集①~②

資料集目録

『修道法学』に連載された、次の二一点である。 資料集『我が国で行われた陪審裁判 -実証的研究のための資料探究-に収録した資料集・論文は、

1 「広島における陪審裁判 1号、二○○七年二月・二○○七年九月・二○一一年九月、以上合冊) -広島控訴院管内で行われた陪審裁判・第1編--」(『修道法学』第28巻第2号・第30巻第1号・第4巻第

2 「山口における陪審裁判 年九月・二〇〇九年九月、 以上合冊) -広島控訴院管内で行われた陪審裁判・第2編 -」(『修道法学』第31巻第1号・第32巻第1号、二〇〇八

3 「岡山における陪審裁判: −広島控訴院管内で行われた陪審裁判・第3編──」(『修道法学』第33巻第1号、二○一○年九月)

「松江における陪審裁判: -広島控訴院管内で行われた陪審裁判・第4編 (『修道法学』第33巻第2号、二○一一年二月)

4

- 広島控訴院管内で行われた陪審裁判・第5編 -」(『修道法学』第35巻第1号、 二〇一二年九月)
- 「松山における陪審裁判--広島控訴院管内で行われた陪審裁判・第6編-―」(『修道法学』第36巻第1号・二〇一三年九月)
- 「広島控訴院管内における陪審裁判・資料解題」(『修道法学』第36巻第2号、二〇一四年二月)
- 「我が国で行われた陪審裁判の実像-(『修道法学』第37巻第1号・二○一四年九月) --広島・大阪控訴院管内における陪審公判を中心とする昭和初期の資料に基づく実証的検
- 「大阪控訴院管内における陪審裁判 第3巻第2号付録CD·二〇一七年二月再録) -実証的研究のための資料探究-(1)大阪編・上」(『修道法学』第37巻第1号・二○一四年九月、
- 第3巻第2号付録CD・二○一七年二月再録) 「大阪控訴院管内における陪審裁判 -実証的研究のための資料探究 (1大阪編・下」(『修道法学』第37巻第2号・二〇一五年二月、
- 12 「大阪控訴院管内における陪審裁判 1号・二〇一五年九月、 第3巻第2号付録CD·二〇一七年二月再録) -実証的研究のための資料探究-・2 京都・奈良・大津・和歌山編・上」(『修道法学』第38巻第

13

「大阪控訴院管内における陪審裁判

-実証的研究のための資料探究-

(2)京都・奈良・大津・和歌山編・下」(『修道法学』第38巻第

- 14) 「大阪控訴院管内における陪審裁判――実証的研究のための資料探究― 2号・二〇一六年二月、 第3巻第2号付録CD·二○一七年二月再録) - 3 神戸・徳島・高松・高知編 」(『修道法学』第 3巻第2号付
- 15) 「東京控訴院管内における陪審裁判--実証的研究のための資料探究-(1)東京編」(『修道法学』第39巻第2号付録CD・二〇一七年
- (16) 「東京控訴院管内における陪審裁判-·二〇一七年二月) -実証的研究のための資料探究--2横浜・浦和・千葉編」(『修道法学』第3巻第2号付録CD

- 17) 法学』第3巻第2号付録CD・二〇一七年二月) 「東京控訴院管内における陪審裁判 -実証的研究のための資料探究---3 水戸・前橋・宇都宮・静岡・甲府・長野・新潟編」(『修道
- (18) 「我が国で行われた陪審裁判--実証的研究のための資料探究― −名古屋控訴院管内編」(『修道法学』第40巻第2号付録CD・二○一
- 19 「我が国で行われた陪審裁判・ -実証的研究のための資料探究--長崎控訴院管内編」 (『修道法学』第40巻第2号付録CD・二○一八
- 20 「我が国で行われた陪審裁判 実証的研究のための資料探究--宮城控訴院管内編」 (『修道法学』第41巻第2号付録DVD・二○一
- 21) 「我が国で行われた陪審裁判--実証的研究のための資料探究-−札幌控訴院管内編」(『修道法学』第41巻第2号付録DVD・二○

- 4 -

- (注) 『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』の会員による、 陪審裁判に関する論文は、以上の外に次のものがある
- ①増田修「広島控訴院管内における陪審裁判-〇一一年三月)。 -実証的研究のための資料探求 」(『法制史研究』60・法制史学会年報、 成文堂・二
- 訴院管内を中心に-この論文は、矢野達雄・加藤高・紺谷浩司・居石正和・増田修「共同報告 -」(『法制史研究』の・法制史学会年報)の増田修担当部分である 裁判所所蔵文書から見た戦前期司法の諸相
- この論文には、書評として、三阪佳弘「書評・共同報告 裁判所所蔵文書から見た戦前期司法の諸相―広島控訴院管内を中心に」 (『法制史研究』62・法制史学会年報、 成文堂・二〇一三年三月)がある
- ②矢野達雄「愛媛における陪審裁判」(『えひめ近代史研究』第66号、近代史文庫・二〇一一年四月)
- ③増田修「究めたい!研究の現場から 大阪における陪審裁判--実証的研究のための資料探究-(『JLF NEWS』 5、 公益財団法人

はじめに

員など数名が参加して、『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』(以下「研究会」 という) と 浩司(広島大学法学部教授)・増田修(広島弁護士会弁護士)の三名により、 昭和戦前期も対象とする必要があると考え、その調査にも着手した。 ことを目的として設立された。そして、平成一六 (二〇〇四) 年一月、更に広島修道大学の教 書類などを調査し、デジタルカメラで撮影して、当時の民事 保存する資料のうち、 して発足した。 平成一五 (三〇〇三) 年九月、「明治期の法と裁判 戦前期の裁判の全体像を把握するには、刑事事件も調査対象とし、かつ、大正 しかし、当初は、明治期の民事事件だけの調査というのが実情であった。 明治期における民事・刑事の事件記録・事件書類ならびに総務関係 ・刑事裁判の実情を研究する

巻第1号・二〇一〇年九月)・ 松 江(『修道法学』第33巻第2号・二〇一一年二月)・ 鳥取(『修道法学』第55巻第1号・二〇一二 〇一一年九月)・ 山口(『修道法学』第31巻第1号・第32巻第1号、二〇〇八年九月・二〇〇九年九月)・ 第2号、二〇〇七年二月)である。続いて、広島の続き(『修道法学』第33巻第1号・34巻第1号、二〇〇七年九月・二 調査を開始した。そして、最初に発表したのが、「広島における陪審裁判」(『修道法学』第22巻 その一環として、 松山 (『修道法学』第38巻第1号・二〇二三年九月)と広島控訴院管内の陪審裁判に関する資料集 「研究会」は、筆者を中心に、我が国で行われた陪審裁判に関する資料 岡山(『修道法学』第33

を発表した。

・弁護士の閲歴である。そして、収集した資料に基づき、各裁判所毎に「陪審公判一覧表」 (陪審公判1件毎に判決年月日・公訴罪名・判決結果(求刑)、被告人(職業・年齢)・裁判官・検察官・弁護人を記載した一覧表) な 資料集に収録した資料は、予審終結決定書、陪審公判始末簿(各地方裁判所保存)、陪審説 刑事判決書(各地方検察庁保存)、新聞・雑誌記事(陪審公判記事だけではなく、陪審制度の広報・施行後の評 判事・検事・弁護士の陪審公判に関する感想、 陪審公判を担当した判事・検事

判の実際例を多数対象にし、かつ、その資料をできる限り収集して行った実証資料調査の中で、陪審裁判についての従来の論考には、我が国において行わ 必要があると考えた(増田修「広島控訴院管内における陪審裁判」・『修道法学』第33巻第2号・二〇一一年二月)。 が解ってきたが、その意味するところを探究するには、陪審公判四八四件全部を検証する 導しようとしていると弁護人の多くが上告審において主張していること、などであること る(注、通常公判であれば有罪は必至である)のに陪審公判の無罪率(特に放火において)は高い(一六・七 認定(殺人が傷害致死とされるなど)が多いこと、 殆ど無いことが判明してきた。 いわれていること、裁判長の説示は陪審員に対し主問(公訴事実)に然りと答申するように誘 人の大部分は陪審を辞退し、請求陪審事件の請求は殆ど無いこと、 そして、注目すべき問題点としては、 しかも被告人の大部分は予審において自白 陪審員の答申に 法定陪審事件 た陪 は縮小 して \mathcal{O} 四% と 11

連法務研究財団(以下、日弁連法務研究財団と略称する)の研究課題として応募するように勧誘があっ そのころ、広島控訴院管内における陪審裁判の調査・研究の続きを、公益財 平成二三 (二〇二) 年五月、 大阪におい ても、 広島控訴院管内と同 日 弁

(注) その調査・研究成果は、「大阪控訴院管内における陪審裁判-一日の日弁連法務財団・研究部会、2・3は平成二六年三月一二日、それぞれ同財団に提出した。 おける陪審裁判--実証的研究のための資料探究--実証的研究のための資料探究-- 3 神戸・徳島・高松・高知編」と題する三本の電磁ファイルとして、1 は平成二五年一一月一 -(2 京都・奈良・大津・和歌山編」、および「大阪控訴院管内における陪審裁判 ―実証的研究のための資料探究― ――1大阪編」、「大阪控訴院管内に

研究期間:平成二六年八月一日から平成二七年七月三一日)として採用された。 更に、この研究課題の調査・ の一年間、継続することが承認された。 研究期間は、 -」と題する研究計画書を同財団に提出し、 平成二六 (二〇一四)年六月には、「東京控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究 引続き平成二七 (二〇 | 玉) 年八月一日から平成二八 (二〇 | 六) 年七月三一日まで 同年七月、研究課題(N·94-3、研究主任増田修、調査

(注)このような経緯のもとに、「東京控訴院管内における陪審裁判」に関して調査・収集した資料を、 「東京控訴院管内における陪審

眼を手術して、編集が遅れたことによる。 果として同財団に提出した。調査研究期間内に提出できなかったのは、平成二八年三月末、筆者が右眼底静脈出血をし、 ・長野・新潟編」と題する三本の電磁ファイルとして、平成二八年一一月一四日開催された同財団研究部会において、調査・研究成 |判――実証的研究のための資料探究――(] 東京編」、「東京控訴院管内における陪審裁判――実証的研究のための資料探究―― および「東京控訴院管内における陪審裁判― ―実証的研究のための資料探究―― -3水戸・前橋・宇都宮・静岡・甲府 同年五月右

せず、一瀉千里に、名古屋控訴院管内、長崎控訴院管内、宮城控訴院管内および札幌控訴 院管内で行われた陪審裁判の調査を行い、 了した。 平成二八(三〇一六)年一二月以降は、 日弁連法務研究財団に対する研究課題採用の申請 平成三〇(三〇三八)年五月中旬、 全国の調査を完

(注)平成三○年二月には、名古屋控訴院管内および長崎控訴院管内における陪審裁判に関する資料集を、『修道法学』第40巻第2号付 録CDとして発表した。そして、 宮城控訴院管内および札幌控訴院管内における資料集の電磁ファイルは、平成三〇年七月に完成し

究を行ない、資料集を編集した。 期の法と裁判」研究会』の調査・研究課題の一つであるが、増田修(広島弁護士会所属弁護士、元第 一東京弁護士会所属)が中心となって企画し、 資料集「我が国で行われた陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」は、 同会を構成する次のメンバ ーと共同して調査・研 『広島修道大学「明治

広島修道大学法学部助教授、 授 (元広島大学法学部教授、元西南学院大学法科大学院教授、民事訴訟法)、 加藤高広島修道大学名誉教授(初代会長、元広島修道大学法学部教授、民法)、 刑事訴訟法)、 矢野達雄広島修道大学法学部教授 緑大輔一橋大学法学研究科准教授 (現会長、 紺谷浩司広島大学名誉教 元愛媛大学法文学部教授、 完 日

- (注1)本資料集の内、二○一三年度~二○一八年度の資料集は、二○一三年度~二○一五年度科学研究費、基盤研究 研究代表矢野達雄「日本近代法史像の再検討―ゆらぎから再構築へ」による研究成果の一部としても報告されてい 矢野達雄「日本近代法のゆらぎ―土地・家族・村の実証的研究」、および二〇一六年度~二〇一八年度科学研究費、基盤研究
- (注2)新聞記事により事件を相当程度特定しなければ、陪審公判の刑事判決書閲覧謄写申請は事実上できなかった。そこで、日本古 事の検索・収集を依頼した。厖大な新聞記事の検索・収集作業なくしては、本資料集は完成できなかった。 毎月のように、国立国会図書館における陪審公判に関する新聞記事の検索・収集に協力してもらった、その外随時、 代史研究の同志である横山妙子(「市民の古代研究会・関東」が発行する雑誌『古代の風』の編集責任者)には、約三年間にわたり 新聞·雑誌記

一 我が国で行われた陪審裁判の実像

- 陪審法の実施準備

され、 の準備に 四年六ヶ月にわたり実施された。司法省が行った実施準備は、 陪審法(大正一二年四月一七日法律第五〇号)は、大正一二(1九二三)年四月一八日公布され、五 昭和一八(「九四三)年四月一日施行停止(昭和一八年三月三一日法律第八六号)されるまでの けた後、昭和三 (コカニハ)年一〇月一日全面施行(昭和三年七月二四日勅令第一六五号)

昭和二年九月一日現在に依り最初の陪審員資格者名簿を作成し、 陪審員の資格者名簿の調整に関する取扱準則などの細々とした手続まで、 第一に、陪審法の運用に必要な附属法令・訓令・通牒等について、陪審法施行規則から 期日指定(昭和三年一〇月一日)の勅令発布となった。 昭和三年七月を以て陪審 起案・審議 Ļ

審公判を担当する判事一〇四人、 第二に、実施準備事務を掌るため、 検事一○四人および裁判所職員一五○人を増員した。 本省に書記官二人・属四人を増員し、更に最後に

第三に、陪審法廷・陪審員宿舎を新築(特に陪審公判が多いと思われる東京・大阪・長野・福岡は二法廷、東京

ヂオ・新聞・雑誌の利用)を行い、 第四に、一般国民に対する陪審法の智識の普及活動(講演会の開催、出版物の頒布、活動写真の利用、 民間の主宰する模擬陪審演習に直接間接の援助を行なった。 ラ

昭和3・9・2、昭和3・9・25、昭和3・9・30、昭和3・10・5、昭和3・10・8、昭和3・10・10参照)。 会同協議事項及其の決議」を作成して運用の完璧を期した (「法律新聞」 昭和3・9・10、昭和3・9・20、 長も参加) を開催してその意見を徴し、実務家会同 (判事・検事各五九名) を開催して「陪審実務家 第五に、陪審法の運用に関し、司法研究員による協議を行い、 司法部長官会議(全弁護士会

伝その他の準備に鞅掌させた。 職員・ る陪審法実施準備委員会を設けて、各種の調査及び施設準備に当たらせ、弁護士・地方庁 第六に、陪審法の実施準備に関し、司法省内に司法省及び裁判所職員及び弁護士から成 町村吏員等五百余名に嘱託して司法省・裁判所職員と協力して陪審観念の普及・宣

・司法書記官)して視察調査させた。 第七に、外国の陪審裁判の設備及び運用の実況につい て判事・検事を派遣(三六名の判事・検

て」・司法省刑事局長泉二新熊「陪審法試練一年の成績を顧みて」・『法曹会雑誌』第7巻第10号・一九二九年一〇月)。 準備に要した経費は七百万円という巨額に達した(司法書記官大原昇「陪審法の実施準備に就

(注)大原昇「陪審法の実施準備に就て」(前掲)は、陪審法の実施に当たり、判事・検事の増員を必要としたので、陪審事件が凡そ何 件ほどあるか調査して、二、三○一件(注、一年間の陪審事件数)という予想数を算出したという。 その算出方法は、 次の通りであ

- 11 -

2 陪審事件の実数

ったのである。即ち、

陪審事件は予審事件の五割強に当るものといふ見込みでかゝったのである。」という。

官佐藤龍馬「陪審事件統計」・『法曹会雑誌』第7巻第10号・一九二九年一〇月)。 予定に相違した点もあるが、法定陪審事件に於て陪審の辞退が多く、 事件受理総件数二五、一九二件中、僅かに四八八件(従来は四八四件とされていた)が陪審の て其の請求を為さざる場合が多いことも、 の通りである。そして、その原因は「法定陪審事件竝請求陪審事件に該当すべき事件数の 付されたに過ぎず、不振を極めた。その状況は、次の「年度別・裁判所別陪審公判一 陪審法施行にあたって判事・検事を増員するための指標として、陪審の 数は一年間に二、三〇一件と予想したのに反して、施行期間中(1四年六ヶ月の間)の 又其原因を為して居るのである」という 又請求陪審事件に於

あった。陪審事件が多いと予想して、 二番目は、横浜・大阪が三六件、 方裁判所では、六三件の陪審公判が行われたに過ぎず、これが全国で最多の数字である。 件・五件と揮 「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」によると、陪審法が施行された期間中に、 声わなか った。 そして、 四番目以下は、千葉二六件、 陪審法廷を二法廷建設した福岡・長野は全部で各一 富山地方裁判所(全部で三件) 大分二四件、 に至っては、 秋田二一件で 昭和七年に 東京

至って、 裁判所は無かった。 全期間を通じて、陪審公判が僅か一件の裁判所は、和歌山・徳島・福島で、 松江(全部で五件)・青森(全部で四件)、 やっと最初の陪審裁判が行われた。昭和六年に初めて陪審裁判が行わ 昭和五年は大津 (全部で二件)・高松 (全部で三件) であった。 流石に零件の れた裁 判所

名・判決結果 (求刑)、被告人 (職業・年齢)・裁判官・検察官・弁護人) を作成し、 これに依拠して修正したもの 資料調査の結果を踏まえて、各地方裁判所毎に 分別・作成した。すなわち、刑事統計年報・陪審判決書・ #数表」という) を基本にして、それを調査資料により修正し、 (昭和17年12月1日現在調)」中の「(二) 陪審法施行以来陪審ノ評議ニ付シタル総件数表」(以下、「総 編・昭和18年・第27巻・司法3・刑事。国立公文書館のデジタルアーカイブ参照)の添付書類「陪審事件関係諸 「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」は、「陪審法ノ停止ニ関スル法律ヲ定ム」(『公文類聚』 「陪審公判一覧表」(記載事項は、判決年月日・公訴罪 陪審公判始末簿· 各控訴院管轄内地方裁 新聞報道等の

(注1)司法書記官岡原昌男「陪審法ノ停止ニ関スル法律に就て」(『法曹会雑誌』第21巻第4号・一九四三年四月。 という) の更新二四件)である。前掲「岡原論文」が、陪審の評議に付された総件数を四八四件とするのは、 17年12月1日現在)とするのに対し、 四八四件としたのである。 請求陪審四三件、 に収録された「年度別法定請求陪審事件受理総件数表」によると、陪審事件受理総件数二五、一九二件(法定陪審二五、〇 特別法犯五二件)中、 昭和17年12月26日判決の大阪醫事件(昭和17年7月22日決定・大阪醫更新事件の再陪審)を加 陪審の評議に付した総件数は四八四件(法定陪審四四八件、請求陪審一二件、陪審 「総件数表」が四八三件 以下、「岡原論文」

- 12 -

	計	合			17	16	15		14	13		12		11		10		9	
合	更	請	法	更	法	法	法	更	法	法	更	法	更	法	更	法	請	法	更
計	新	求	定	新	定	定	定	新	定	定	新	定	新	定	新	定	求	定	新
187	10	5	172			1	3	1	1	1		5	2	5	2	9		11	1
63	3	1	59	1	1					1	1	3		1		1		2	
40	2		38						1	2		1		1		2		2	1
56	2	1	53											1				3	
66	2	2	62											2		3	1	1	
50	4	2	44								1	4	1	6		2		4	
26	3	1	22				1		1								1	1	
488	26	12	450	1	1	1	4	1	3	4	2	13	3	16	2	17	2	24	2
	計	合			17	16	15		14	13		12		11		10		9	
小	更	請	法	更	法	法	法	更	法	法	更	法	更	法	更	法	請	法	更
計	新	求	定	新	定	定	定	新	定	定	新	定	新	定	新	定	求	定	新
63	5	1	57					1	1			2	1	2		3		6	1
36	3	2	31									1	1		1	1		2	
2			2							1									
26			26				2											1	
6	1		5																
7			7											1		1			
6			6			1						1				1		1	
11			11																
6	1	1	4												1	1		1	
5			5											1		1			
19		1	18				1					1		1		1			
187	10	5	172			1	3	1	1	1		5	2	5	2	9		11	1

8			7			6		5		4			3			和		昭	
請	法	更	請	法	更	請	法	法	更	請	法	更	法	種	内	管	院	控	0
求	定	新	求	定	新	求	定	定	新	求	定	新	定	別				訴	控
	18	2	1	23	1		23	28		4	37	1	7			京		東	訴院
	1			1			5	13	2	1	26		4			阪		大	管
	3			3			5	4			10		4			屋	古	名	内総
	4	1		6	1		8	8		1	20		3			島		広	件
	1			5			7	10		1	27	2	6			崎		長	控訴院管内総件数表
1	4	1		7	1	1	6	2			7		2			城		宮	1
	4	2		3			2	1	1		7		2			幌		札	
1	35	6	1	48	3	1	56	66	3	7	134	3	28			計		合	
8			7			6		5		4			3			和		昭	
請	法	更	請	法	更	請	法	法	更	請	法	更	法	種	所	裁	方	地	
求	定	新	求	定	新	求	定	定	新	求	定	新	定	別		判			1
	8	2		6			4	14		1	10		1			京		東	1
	5		1	5	1		8	4		1	5					浜		横	東京
													1			和		浦	控
	2			7			1	2			11					葉		千	訴院
								1			2	1	2			戸		水	東京控訴院管内
	1						1				2		1			宮	都	宇	內
				1							1					橋		前	
							3	2			5		1			岡		静	
	1			1						1						府		甲	
								2			1					野		長	
	1			3			6	3		1			1			潟		新	
	18	2	1	23	1		23	28		4	37	1	7			計		合	

大阪控訴院管内	$\widehat{\underline{2}}$	
	(阪控訴院管	

	7			6		5		4			3			和		昭
更	請	法	更	請	法	法	更	請	法	更	法	種	所	裁	方	地
新	求	定	新	求	定	定	新	求	定	新	定	別		判		
					3	6	2	1	14		3			阪		大
						2			3					都		京
					1	2			4		1			戸		神
						1			2					良		奈
						1								津		大
									1					Щ	歌	和
									1					島		徳
		1				1								松		追
					1				1					知		高
		1			5	13	2	1	26		4			計		合

																	_
	7			6		5		4			3			和		昭	
更	請	法	更	請	法	法	更	請	法	更	法	種	所	裁	方	地	3
新	求	定	新	求	定	定	新	求	定	新	定	別		判			名
		1			3	2			5		3			屋	古	名	名古屋控訴院管内
					1	1			1					津	濃	安	控
					1				2					阜		岐	訴院
		1				1			1					井		福	管
									1		1			沢		金	内
		1												Щ	•	富	
		3			5	4			10		4			計	合		

合			17	16	15		14	13		12		11		10		9		8	
請	法	更	法	法	法	更	法	法	更	法	更	法	更	法	請	法	更	請	法
求	定	新	定	定	定	新	定	定	新	定	新	定	新	定	求	定	新	求	定
1	32	1	1							1		1		1		1			1
	6									1									
	9							1											
	3																		
	2									1									
	1																		
	1																		
	2																		
	3															1			
1	59	1	1					1		3		1		1		2			1
$\overline{}$			17	1.0	1 -		1.4	1.0		1.0		1.1		1.0		0		0	

合			17	16	15		14	13		12		11		10		9		8	
請	法	更	法	法	法	更	法	法	更	法	更	法	更	法	請	法	更	請	法
求	定	新	定	定	定	新	定	定	新	定	新	定	新	定	求	定	新	求	定
	18						1									2			1
	4							1											
	5													1			1		1
	5							1	1			1							
	3													1					
	3									1									1
	38						1	2	1	1		1		2		2	1		3

	17	16	15		14	13		12		11		10		9		8			7
更	法	法	法	更	法	法	更	法	更	法	更	法	請	法	更	請	法	更	請
新	定	定	定	新	定	定	新	定	新	定	新	定	求	定	新	求	定	新	求
														1					
														1			1		
														1					
										1									
																	1	1	
																	2		
										1				3			4	1	

	17	16	15		14	13		12		11		10		9		8			7
更	法	法	法	更	法	法	更	法	更	法	更	法	請	法	更	請	法	更	請
新	定	定	定	新	定	定	新	定	新	定	新	定	求	定	新	求	定	新	求
										1									
														1					
										1		2	1				1		
												1							
										2		3	1	1			1		

		6		5		4			3			和		昭	
法	更	請	法	法	更	請	法	更	法	種	所	裁	方	地	4
定	新	求	定	定	新	求	定	新	定	別		判			広
			2	1			5		2			島		広	広島控訴院管内
1			2	3			4					П		Щ	訴
1			1	2			7		1			Щ		岡	院 管
1	1		1	2		1	2					取		鳥	占
1			2									江		松	
2							2					Щ		松	
6	1		8	8		1	20		3			計		合	

		6		5		4			3			和		昭	
法	更	請	法	法	更	請	法	更	法	種	所	裁	方	地	5
定	新	求	定	定	新	求	定	新	定	別		判			長
2			2				1					崎		長	長崎控訴院管内
			1	1			3	1	1			賀		佐	訴
1			1	3		1	3		1			岡		福	院 管
1			2	4			8	1	3			分		大	占
			1	2			4					本		熊	
							2					島	児	鹿	
1							5		1			崎		宮	
							1					覇		那	
5			7	10		1	27	2	6			計		合	

	計
小	更
計	新
36	3
6	
9	
3	
2	
1	
1	
2	
3	
63	3

	計
小	更
計	新
18	
4	
6	1
6	1
3	
3	
40	2

16	15		14	13		12		11		10		9		8			7		
法	法	更	法	法	更	法	更	法	更	法	請	法	更	請	法	更	請	法	更
定	定	新	定	定	新	定	新	定	新	定	求	定	新	求	定	新	求	定	新
								3				2			2	1		2	
						1						1							
					1	2													
						1	1	3		2		1		1	1			4	1
															1			1	
					1	4	1	6		2		4		1	4	1		7	1

6		5		4			3			和		昭	6
請	法	法	更	請	法	更	法	種	所	裁	方	地	6
求	定	定	新	求	定	新	定	別		判			宮城
1	2	1			2					台		仙	宮城控訴院管内
					1					島		福	訴院
							1			形		Щ	管
					1		1			岡		盛	内
	2	1			3					田		秋	
	2									森		靑	
1	6	2			7		2			計		合	

	計	合	
小	更	請	法
計	新	求	定
11			11
12			12
13			13
9	1	1	7
5	1		4
6			6
56	2	1	53

16	15		14	13		12		11		10		9		8			7		
法	法	更	法	法	更	法	更	法	更	法	請	法	更	請	法	更	請	法	更
定	定	新	定	定	新	定	新	定	新	定	求	定	新	求	定	新	求	定	新
											1				2	1		2	
															1			1	
			1																
	1														1	1			
												1							
	1		1								1	1			4	2		3	

6		5		4			3			和		昭	$\widehat{7}$
請	法	法	更	請	法	更	法	種	所	裁	方	地	
求	定	定	新	求	定	新	定	別		判			札
	2	1			2					幌		札	札幌控訴院管内
					1					館		函	訴院
					2		1			Ш		旭	管
			1		2					路		釧	内
							1			太		樺	
	2	1	1		7		2			計		合	

 計
 合

 小
 更
 請
 法

 計
 新
 求
 定

 5
 5
 5

 8
 1
 7

 11
 1
 10

 24
 1
 1
 22

 7
 7
 2
 2

 7
 7
 7
 2

 2
 2
 6
 2
 2

 66
 2
 2
 62

計	合			17
更	請	法	更	法
新	求	定	新	定
1	1	14		
		1		
		3		
1		4		
2	1	18		
		4		
4	2	44		

計合 17 小 更 請 法 更 法 計 新 求 定 新 定 11 1 1 9 3 0 3 5
計 新 求 定 新 定 11 1 1 9 - 3 - 3 -
11 1 1 9 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
3 3
4 4
6 2 4
2 2
26 3 1 22

(注1)「法定」は法定陪審事件(陪審法第2条)、「請求」は請求陪審事件(陪審法第3条)である。 を不当と認めて採択せず、更に他の陪審の評議に付した事件(陪審法第55条)である。 「更新」 は、 裁判所が陪審の答申

(注2)「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」総件数四八八件と「総件数表」総件数四八四件の事件数の相違点は、 次の通りである。

①東京昭和8年「更新」 欄1件(東京⑭更新事件)が、「総件数表」では記載されていない。

②千葉昭和7年「法定」欄7件(千葉⑮~㉑事件)が、「総件数表」では6件と記載されている。

③甲府昭和10年「更新」欄1件(甲府⑤事件)が、「総件数表」では記載されていない。

④長野昭和4年(長野①事件、 審)」事件では、「総件数表」と「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」は法定陪審の項に記載している)。 件数表」の「注」では、法定・請求陪審は法定事件として数えるという。なお、昭和3年広島②「窃盗(請求陪審)・殺人(法定陪 四年「法定」欄1件・昭和4年「請求」欄1件と、両方に記載してる。しかし、本資料集では、法定陪審の項だけに記載した(「総 公訴事実に殺人未遂・法定陪審・有罪と強姦・請求陪審・無罪がある)を、「総件数表」では、 昭和

⑤「総件数表」には、昭和14年新潟「更新」欄に1件とあるが、調査の結果は存在しなかった。

⑥大阪昭和17年「法定」欄1件(大阪⑯事件)が、 「総件数表」では記載されていない

⑦名古屋昭和8年「法定」欄1件(名古屋⑮事件)が、「総件数表」では記載されていない。

⑧鳥取昭和4年「法定」欄2件(鳥取①・鳥取③事件)が、「総件数表」では1件しか記載されていない

⑨鳥取昭和4年「請求」欄1件(鳥取②事件) が、「総件数表」では記載されていない

⑩松江昭和7年「法定」欄1件(松江④事件)が、「総件数表」では2件と記載されている。

(注3)各地方裁判所毎に「陪審公判一覧表」を作成したが、東京には、全く事件の内容が分からない事件が一○件ある。東京⑮・⑯ 不明である。また、東京33・①事件は求刑・求刑日、判決日(判決内容は判明)が不明で、安濃津③事件は求刑・求刑日は判明した が判決・判決日は不明で、那覇②事件は求刑・求刑日、 刑事統計年報と総件数表の記載から見て、事件数として存在するが、 判決・判決日とも不明である。 事件の内容は全く

請求陪審事件の実数

いから、 る。しかし、本資料集の「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」 ₩田⑫事件)は一事件中に請求陪審と法定陪審があり、請求陪審事件だけの事件は一一件であ 表」の通りである。請求陪審は、 請求陪審事件は、 一二件に合わせている(詳細は、下記(注2)を参照されたい)。 非常に少なかったといわれているが、 昭和九年までに一四件あるが、 実際は下記の では、 その内三件 総件数表との兼ね合 「請求陪審総件数 (広島②・長野①・

請求陪審事件総件数表

1) 年度別請求陪審処理表

件	和	昭	$\widehat{1}$
数			年
裁判所・	(陪審請	新件系	度別請
事件数	求)	受理	請求陪
件数			審処型
裁判所	(未終局	旧件受	理表
· 事件数	から)	理	
件数			
裁判所	(旧件受	未終	
・事件数	理()	局	
件数		⇒ ±:	
裁判所	(陪審公	請求陪	
事件番号	判)	審	
件数	(請	\. .	
裁判所	求取下	通常公	
・事件数	-等により)	判	

横	(11)	京	東					2	島	広	
4 7 4			4 10 • 10	合と認定)自判	(注2) 広島(でも法定陪審し	(注1) 広島②事		3 • 11 • 30		判決日(昭和)
非現住建造物放火	(請求陪審)	(妾切り)	傷害	刊(懲役8年)した。	広島②事件は上告(弁護人	でも法定陪審として表示した。	件は、刑事統計年		(窃盗は請求陪審)	窃盗殺人	公訴罪名
無罪		懲役3年(懲役3年)	傷害		人森保祐昌・秦良一)し		報では法定陪審に計上され、		(懲役8年)	窃盗殺人 懲役8年	判決(求刑)
K T ヲキク		易者 (64)	S T 幸作		したが、昭和4年5				青物商(36)	N I 義	被告人(年齢)
清水正一			沼義雄		月3日破毀 (窃盗は請求事件として計上していない。	本田等	河邊義一	宮脇幸治	裁判官
古山春司郎			北條磯五郎		(併合罪の適用を失当とし、				樫田忠美		検察官
赤尾藤吉郎			市原統		当とし、観念的競		本資料集の総件数表	田坂戒三	秦良一	森保祐昌	弁護士

計 事件は、請求陪審に記録されている。本資料集の「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」では、一応、広島②事件は法定陪審、長野① と請求陪審事件があり、1事件として審理されている。本表では、それらも、請求陪審事件1件として表示した。

(2) 請求陪審公判一覧表

事件も法定陪審、秋田⑫事件は請求陪審に記録している。

(注2) 刑事統計年報・総件数表では、広島②事件は法定陪審一件とし、長野①事件は法定陪審と請求陪審の二件に記録され、秋田⑫ (注1) 刑事統計年報および本資料集の「陪審公判一覧表」により作成した。広島②・長野①・秋田⑫は、公訴事実中に法定陪審事件

合	9	8	7		6		5					4				3
30	1		2		5		1					14				7
30	札 幌 1		大 分 1	仙台2和	横 浜 1		 鳥 取 1	仙 台 1	名古屋 1	新 潟 2	甲 府 1	東 京 4	函館1	福 岡 1	広 島 1	大 阪 1
			秋 田 1	和歌山 1	静 岡 1				鳥 取 1	神 戸 1	長 野 1	横 浜 2		仙 台 1	鳥 取 1	金 沢 1
9	1	2	1				2					3				
	大 分 1	大 分 1	横 浜 1				東京1				函 館 1	大 阪 1				
		秋 田 1					安 濃 1					福 岡 1				
9		1	2		1							2				3
		大 分 1	大 分 1		横 浜 1							東 京 1			函 館 1	大 阪 1
			秋 田 1									安 濃 1				福 岡 1
14	2	1	1		1							8				1
	大分②	秋 田 迎	横浜⑳		仙台⑥				鳥取②	新潟②	甲府①	東京⑪				広島②
	札 幌 ⑪								福岡2	大阪⑦	長野①	横 浜 ⑤				
16					3		3					7				3
				和歌山1	静 岡 1	鳥 取 1	東京1		函 館 1	名古屋1	新 潟 1	東 京 2			仙 台 1	金 沢 1
				1	仙 台 1		安濃津1			仙 台 1	神 戸 1	横 浜 1				鳥 取 1

				6	台	仙	2	岡	福					2	取	鳥			
(注) 這台⑥						6 • 12 • 20			4 1 •	と答申した。	法第10条)」、1	(注2)鳥取の	(注1) 鳥取(4 • 9 • 28			
)事件は、仙台④事件の		(請求陪審)	偽証		(請求陪審)	偽証	を刺す) (請求陪審)	(兄弟分の無頼漢	傷害致死	器物損壊が認定され、	補問「前項の所為により、	鳥取②事件は、主問「火鉢な	鳥取②事件は、刑事統計年報では、		(請求陪審)	建造物等以外放火			
証人の偽証事件である。			無罪	 		無罪			懲役3年(懲役3年)	被害者が告訴を取り下げたので、	藁・莚の一	「火鉢を足蹴にして、炭火を料	報では、収録洩れである。			公訴棄却	未決勾留30日算入	懲役6年(懲役6年)	強盗未遂・恐喝
30		雇人(25)	I T 浩	 	雑貨商(62)	S K 留藏		魚 行 商 (24)	T K 庫		部を焼損したものか」に	散乱させて藁・莚	ર્કે	33	農民組合員	M S 力 藏	26	無政府主義者	K B 種 積
						淺沼彦一郎	相島一之	西村義太郎	阿部茂雄	公訴棄却となった。	に対し、陪審員は	炭火を散乱させて藁・莚の一部を焼燬し公共の危険を生じさせたものか		小久保義憲	阿部久治	篠田嘉一郎			
						山井浩			磯悌三郎		陪審員は主問に「然らず」、	公共の危険を生じ				松野平一			
阿部晃音	草刈勝衞	遣水祐四郎	伊藤三秋	菅原英伍	宮澤清作	伊丹榮三郎			渡邊清太郎		、補問に「然り」	させたものか(刑				伊墻增藏			

7	阪	大	2	潟	新						1	野	長		1	府	甲	(5)	浜
		4 2			4 4 • 5	では、1件の	(注)長野⑥事件は、						4 4 •				4 4 • 23		
	(請求陪審)	強盗・恐喝	(請求陪審)	(小作争議のもつれ)	非現住建造物等放火	事件を2件として別々	事件は、刑事統計年表では、	住居侵入(通常公判)	(強姦は請求陪審)	未遂)	(人妻を強姦・毒殺	殺人未遂	強姦			(請求陪審)	傷害致死	(請求陪審)	(女将の放火)
未決勾留30日算入 未決勾留30日算入	懲役7年(懲役7年)	強盗未遂・恐喝			無罪	1件の事件を2件として別々に1件として表示せず、		懲役2月(懲役3月)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(懲役2年)	未決勾留60日算入	傷害 懲役2年	無罪		執行猶予3年	懲役2年(懲役2年)	傷害		
29	無政府主義者	S H 國雄		農 37 37	H M 微二		法定陪審と請求陪審に各1件として計上されている。			42	兼荷馬車運挽	農	K S 晴好			農 (51)	O T 徳	(40)	芸妓屋業
		池内善雄	加藤朔太郎	石田弘吉	櫻田壽	法定陪審1件のみに計上した。	して計上されてい				宗田義久	上條桂十郎	篠原泰助		龜崎弘尚	林盛治	井上直吉	古賀清三郎	坂井改造
		西堀元道			原定男		し か し、	篠原三郎	1 1 1 1 1 1 1 1			篠原三郎	帆高壽一			安達太助	大月義平二		
		石川小市		井伊誠一	高畠清吉		本資料集の総件数						林登金太	中西松 (官選)	森田愛次郎	小野塚久太郎	山本金秋	澤田洪憲	平良寛

	11)	幌	札			21)	分	大				12	田	秋	20	浜	横
			9 • 4 • 2	(注) 大分②事件は、				9 5 ·	(注)秋田⑫事件は、					8 · 2 · 5			7 1 • 28
-		(請求陪審)	建造物等以外放火	上告	(請求陪審)	五銭の窃盗)	(出獄して被害三十	窃盗・準強盗	事件は、刑事統計年報では、	(保険金詐欺)	審)	建造物放火(法定陪	(請求陪審) 及現住	非現住建造物放火	(請求陪審)	(金比羅院放火事件)	非現住建造物放火
=	(懲役1年6月)	執行猶予3年	懲役1年	(弁護人篠崎仙司・山口勘吾)			未決勾留00日算入	懲役6年(懲役6年)						懲役4年(懲役8年)			無罪
	28	自転車修繕職	M Y 四 郎	したが、昭和9年10			無職 (54)	ET今朝氣	請求陪審として計上されている。				材木商 (34)	H G Y 準治郎		屋根職 (36)	OH徳太郎
	關護	野田底司	高田豐	月 11 日 、		中島唯一	矢頭喜一	郷雅廣	本資料集の総件数			伊澤庚子郎	丸山正次	蔭山鐐次郎	河内雄三	富岡孝助	清水正一
-			仲塚松太郎	大審院は上告を棄却				中村盛夫	数表でも請求陪審					三笠義孝			中野並助
		岩澤惣一	笹沼孝藏	た。				姫野渡(官選)	本資料集の総件数表でも請求陪審として計上した。		高橋唯雄	酒井英次郎	加藤定藏	鈴木小平	森有度	山下昌義	渡邊

* 陪審裁判手続の実際

陪審公判に付される事件は、 「死刑又ハ無期 ノ懲役若ハ禁錮ニ該 ル 事件 (法定陪審事件)] で、

陪審事件) 二付被告人ノ請求アリタル」事件 (「陪審法」第2条・第3条) で、 期三年ヲ超ユル有期 実を否認する場合である(「陪審法」第7条、自白事件は陪審の評議に付されない)。 「陪審ノ評議ニ付スル ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル事件ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ属スルモノ(請求 コトヲ」被告人が辞退しない事件(「陪審法」第2条・第6条)、 いづれも被告人が公訴事 およ び

※)、陪審公判における被告人の大部分は、警察、検事、予審判事の前で自白してい 予審終結決定を以て被告事件を公判に付する言渡しをするのである(「刑事訴訟法」第32条・第66条)。 56条・57条)。そして、「公判に付するにたるべき犯罪の嫌疑あるとき」(注、「予審有罪」ともいう) は、 更に予審終結前に弁解をさせ(「刑事訴訟法」第30条・30条)、 第7巻第10号、一九二九年一○月、 予審を請求することによりなされる。予審では、予審判事が事件の審理をなし、証人、 公判準備手続において自白を覆して公訴事実を否認した者である(褟道佐「陪審所感」・『法曹会雑誌』 予審手続を経た、陪審の評議に付すべき事件は、公判準備手続に付されるが (「陪審法」第55 公訴の提起は、事件について司法警察官、検事の捜査を経て、検事が被疑者を起訴 検証、 証拠物などについて必要な取調べを行い (「刑事訴訟法」 第25条)、被告人を訊問し、 25頁。注、元々、予審有罪で公判請求された事件は、殆どが自白事件である)。 それらの調書を作成する (「刑事訴訟法」第 ながら、 して、

問する必要があった。 調書などを直ちに証拠とすることができず、 実の有無の そして、 判断をするに当たり、予審廷における被告人が自白した訊問調書や証 陪審手続においては、 直接審理の原則を採っているので(「陪審法」第71条)、 直接に被告人および証人を公判廷にお 人の訊問 公訴事 V て訊

しかし、裁判長は、 作成した供述録取書 陪審公判に臨んで、 (聴取書)、 予審判事が作成した予審訊問調書などの 通常裁判と同じく、 公判準備期日前に警察官、 証 拠を、

署名捺印させる (「陪審法」第69条)。 廷して列席し、 廷丁を指揮して開廷の準備をする。そして、 忌避 (暗審法) 第64条) 等の手続を経て、当事者双方に異議ない一二名の正陪審員と一名乃至二 補充陪審員が抽籤により順次決定される(「陪審法」第60条~第68条)。次いで、 の陪審員候補者で出頭した者の中から、 陪審裁判においては公判の開始前、 裁判長、陪席判事二名、検事が満廷全員起立理に臨廷する。 対し陪審員の心得を諭告し、起立して宣誓書を朗読し、 除斥(「陪審法」第15条)、 書記、被告人、弁護人、陪審員、傍聴人が入 非公開で陪審の構成が行われ、 失格 (「陪審法」第13条・第14 陪審員に宣誓書に 書記が 最初に、 呼出され 出廷し

人違いでないこをを確認する)、審理開始を宣言する。 て弁解を求める。 人に対する公訴事実を陳述する。 いで、裁判長は、 人訊問が始まる。 当然のことながら被告人は、 被告人に対し人定訊問をし(注、氏名、年齢、 そして、裁判長は、被告人に対して、公訴事実につ 続いて、 公訴事実を否認する。 検事が、 予審終結決定書に基づい 職業、 住居、本籍、出生地等を訊問し、 そこで、 判長 て、

訊問に 矛盾 を追及する。 分と異なる供述をすると、 おいては、 裁判長は、 そうすると、 予審訊問 被告人は、自白したのは警察官の拷問や厳被告人に対して予審では自白しているでは訊問調書に基づいて訊問し、被告人が予審 ない

なる供述をしているでは 書と異なり被告人に有利な証言をすると、 によると弁解するのが常態であ が常であった。 な いかと追及する。 Ó た。 その際、 次に、 証人に対しても、予審判 証 証人は法廷の供述が 人訊問にお いて 事の は 真実で 前 人が での供述と *予審 ある

附属図面 そして、証拠調べにお (「陪審法」第73条)、証拠物件 などの書類、 被告人や証人 V ては、 (例えば押収した兇器) の開示をした。 判長は、 の予審訊問調書を証拠として提出 予審訊問 問調書、 予審判事による検証 l て、 そ れ 5 調 書及 用 てド

として訊問終了後直ちに取調べて、 していたのを覆して、被告人に有利な証言をした重要な証人があると、 証言をさせたり 陪審公判における証人調べにおいて、 (岡山⑨⑫、鳥取④、神戸②⑧)、 当日の公判廷で再度証人申請して予審訊問調書の供述 時には偽証罪で起訴することもあっ 予審訊 問調書では被告 時に 人に不 は偽証 利 な供 た (鳥取②、 である 述を

があ 立場から見ると、被告人を有罪に誘導するような説示をする。 第77条但書) と定められていたので、 員に対して説示(犯罪の構成に関し、法律上の論点及び問題と為るべき事実並証拠の要領についての説明)を行なう(「陪 人の意見陳述、 裁判長は、 れば、 更に提出し得る旨を告げた。 説示は、「証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルコトヲ得ズ」(「陪審法」 被告人の最終陳述がある(「陪審法」第76条)。 べの終了前には、 その法文に直接反しない 被告人に 証 拠調べを終了すると、 証拠調べに対する弁解をさせ、 弁論終結の後に、 ように説示をするが、 検事の意見陳述 裁判長が陪審 (論告)、 益な証 弁護

裁判長は、

陪審員に対して犯罪構成事実の有無を問い、

問書を陪審員に交付

できないであろう)。これで陪審員の任務は終了し、退廷が許される (「陪審法」 第94条)。 出なかった(注、陪審員が、予審訊問調書に記載された被告人の自白、証人の供述調書、裁判長の説示に影響されることは、否定 事件について 読み上げられた答申は、 「補問」に「然り」(縮小認定)の答申がなされることが頻発していた。 被告人・弁護人にとっては、無罪や縮小認定に当たる答申が期待していたようには 、「然り」 の答申ではなく、 裁判官から見れば通常公判では公訴事実通りの 「然らず」(無罪) の答申、あるい いは主問に「然らの判決となるはず ところが、 一方

七日位後) 判決を言渡すのである。 定について、第二次の弁論に入る(「暗審法」第88条)。すなわち、検事の意見(ホ刑)陳述、 肯定する、「然り」の答申を採択する場合は、答申の事実を基礎として適用法令及び刑の量 ちに判決を以て無罪を言渡す(「陪審法」第55条第3項)、③主問(公訴事実) または補問(縮小した事実)を 申を不当として採択しないときは、決定をもって事件を更に他の陪審に付する (更新) 宣言 をする (「陪審法」 第55条)、②公訴事実を否定する主問「然らず」の答申を採択する場合は、 人の意見 (情状) 陳述、 裁判長は、 陪席判事と合議し、陪審の答申を採択すべきか否かを決定するが、 被告の最終陳述の後、 裁判長は弁論を終結し、 当日または後日 ①陪審答

地方の陪審公判では、 新聞報道により興味を持った民衆が朝早くか ら裁判所

事件の進行と答申、 傍聴席は満席となり、 判決を、 はらはらしながら見守っていた。 傍聴人は興味津々、被告人が主人公の芝居でも見るよう

とがかなりあった。 理の平均は、 夜遅くまで審理されたり、時には翌日一時頃に答申が提出されたりしたが、 だので、裁判所を安堵させた。 呼び出された陪審員候補者の出頭率は高く、選ばれた陪審員は真摯に熱心に審理に 一・七日位であったので、 陪審公判は、 陪審員は宿泊施設に宿泊(いわゆる缶詰)させら 一日で終結することを方針としていたの 陪審公判の審 ħ で、

(注1)増田修「我が国で行われた陪審裁判の実像」(『修道法学』第37巻第1号・二〇一四年九月)による。

(注2)大阪控訴院長・谷田三郎は「裁判長が説示に念を入れれば入れる程意見が加はり、綿密に亙れば亙る程夫れが顕著になって、 第7巻第10号・一九二九年一○月)。 全然意見の混じらない説示は殆ど聞くことが出来ないやうな有様である。」という(谷田三郎「陪審法施行後の所感」・『法曹会雑誌』

- 32 -

(注3)陪審法第71条は、「証拠ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ直接ニ取調ヘタルモノニ限ル」と定めて、 タル供述ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更シタルトキ」は、裁判官によって証拠能力ありとして証拠に採用することが出来る 宣言している。しかし、予審判事が作成した、被告人、証人などに対する訊問調書は、「被告人又ハ証人公判外ノ訊問ニ対シテ為シ 判長は予審訊問調書を証拠に採用できる。陪審員が、そのいづれを採択するかについては、 法第73条第2号)のである。すなわち、被告人が予審訊問調書において自白しているが、陪審公判では公訴事実を否認したとき、裁 証人が、予審訊問調書において被告人に不利な供述をしているのを、陪審公判廷において飜した場合も、 裁判長の説示如何にかかっているともい 同様である。 証拠の直接主義を (陪審

5 陪審公判の終局結果—無罪·縮小認定—

従来 は 全四 八四件中 八一件で、 無罪率は 一六・ 七四%であるとされてきた (司法書記

官岡原昌男「陪審法ノ停止ニ関スル法律に就て」(『法曹会雑誌』第21巻第4号、一九四三年四月)。

られた事件の終局結果」一覧表および「控訴院管内別無罪率一覧表」の通りである。 しかし、本資料集の 「陪審公判一覧表」で算出すると、 次の「年度別陪審の評議に付せ

六七件分)で、 すなわち、 無罪率は一七・三五% (八四・六七件分) である。 全部無罪七八件、 一部無罪一五件(一事件を構成する被告人数、公訴事実数により案分すると、六

(注)陪審裁判の無罪率は、通常公判に較べて非常に高く、人権擁護のために一定の役割を果たしたといわれている。しかし、佐伯千 ある。両者の無罪率を形式的に比較しただけでは意味がない。」という(佐伯千仞『陪審裁判の復活』、第一法規出版・一九九六年七 の大半は此の中から出る-刑事裁判(職業裁判官のみによって裁判される)の無罪率とは、同一の標準で比較することはできない。……特に通常の刑事事件で あるから(法七条)、被告人が公訴事実を否認し争っている事件と、それを争わず認めている自白事件との双方を含んでいる通常の 仭は、「陪審事件の無罪率は、被告人が始めから公訴事実を否認している事件のみの無罪率であって、自白事件を含んでいないので 被告人が公訴事実を争わず始めから認めている自白事件--は少数の例外なのであるから、その両者を合わせた通常の刑事裁判の無罪率が低いのは、当然だからで -それらは殆ど有罪になる--が大部分であって、否認事件

告人数、公訴事実数により案分すると、六・一七件分)で、縮小認定率は一二・六〇%(二一五・一七件分)である。 物損壊に認定するなど)について、全部縮小認定は一○九件、 無罪率と縮小認定率を合わせた、被告人の主張容認率は、 次に、縮小認定(殺人を傷害致死、殺人未遂を傷害、現住建造物放火を非現住建造物放火・放火未遂・放火公共危険罪・器 一部縮小認定一三件 (二事件を構成する被 四〇・九五%である。

(1) 年度別陪審の評議に付せられた事件の終局結果一覧表

原審破毀 公訴 陪審 無	,
陪審	左月月月年
陪審	
無	話した
	せられ
罪	オ馬伯の
縮小認定	の言語に作ればオナ事件の糸月糸与一覧に
被告人主張容認率(%)	氢
件	

31 数

144

和	3		4			5		6	7		8	9	10	11
破毀	1		2			1		1			2		1	
上告	5		37			13		7	11		8	7	2	3
棄却			3					1	1					
更新	3		3					3	6		2		2	3
全部	5		13			3		16	13		6	5	8	4
一部	2分1(1件)		2分1(2件)	3分1(3件)				2分1(4件)	2分1(1件)	3分1(2件)		2 分 1 (1 件)		2 分 1 (1 件)
全部	8		46			18		13	10		6	2	1	1
一部	2分1(2件)	3分2(1件)	2分1(3件)	3分1(2件)	3分2(1件)	2分1(1件)	2分1(1件)		3分1(1件)	3分1(1件)				
無罪率	1.7 74		1.0 41			4 55		30 00	25 76		15 79	2 <u>1</u> 15	42 11	23 68
縮小認定率	31 19		33 91			28 78		21 66	19 40		15 79	7 69	5 26	5 26
合計	48 93		44 32			33 33		51 66	45 16		31 58	28 84	47 37	28 94

55

60

66

19

19

26

38

長		島	広	屋	古	名	阪		大				京		東			院	訴
	大	合	全地	合	その	名士	合	その	大		合	その	新	千		横	東		裁判所
	分	計	超裁	計	他	名古屋	計	他	阪		計	他	潟	葉		浜	京		所
	2		3	5	3	2	2	1	1		31	5	4	4		8	10	全部	放
	2 分					2 分	2 分		2 分		2 分	2 分						_	火火
	2分1(1件)					2分1(1件)	2分1(1件)		2分1(1件)		2分1(1件)	1 (1 件)						部	
	2		2	3	1	2					6	2		2		2		全部	殺
	3 分		3 分			2 分				3 分	2 分	2 分	3 分		3分	2 分			殺人等
	3分1(1件)		3分1(1件)			2分1(1件)				3分1(2件)	2分1(3件)	2分1(2件)	3分1(1件)		3分1(1件)	2分1(1件)		部	4
	4		5	8	4	4	2	1	1		37	7	4	6		10	10	全部	陪審
3分1(1件)	2分1(1件)		3分1(1件)	2 分 1		2分1(2件)	2分1(1件)		2 分 1 1	3分1(2件)	2 分 1	2 分 1	3分1(1件)		3分1(1件)	2分1(1件)		_	陪審事件に対する無罪率
件	1 件		1 件	1 (2 件)		2件)	件		件	2件)	1 4 件	1 (3件)	件		1件)	1 件		部	対す
	4		5	9	4	5	2	1	1		39	8	4	6		10	10	合	る無
	83		33				50		50		66	50	33			83		計	罪
	20		9	22	18	27	3	3	4		21	19	22	23		30	15	無黑	
	13		• 52	50	18	78	97	70	17		21	• 77	79	08		08	87	無罪率	%
	24		56	40	22	18	63	27	36		187	43	19	26		36	63	事件数	

(2) 控訴院管内別無罪率一覧表 控 地方 無罪事件の種類 種類別無罪事件合計数の地方裁判所全

	計		合		17	16	15	14	13	12
				10				1		1
				99	1			1		3
				5						
				26	1			1		2
合 計 84				78		1	1			3
67		(=6 67 件)	3分1(5件)	2分1(10件)						
合 計 115				109			2			2
• 17	(=6·17 件)	3分2(2件)	3分1(4件)	2分1(7件)						
				1.7 35		100 00	25 00			20 00
				23 60						13 33
				40 95		100 00	25 00			33 33
				488	2	1	4	4	4	15

崎		ł	芝			島		広	屋	古	名		阪		大			京	
合	その	É	言		大	合	その	広	合	その	名古屋		合	その	大		合	その	新
計	他	Щ	大可		分	計	他	島	計	他	屋		計	他	阪		計	他	潟
4		-	1		3	1		1	1	1			3	1	2		4		3
																			_
20	10	2	4		6	13	9	4	5		5		15	5	10		32	7	3
2 分	2分1	•• //	3	3分9	2 分	2 分	2分1					3分2	2分1	2分1	3分9	3分1	2 分	2分1	3分1
2分1(3件)	2分1(2件)	1	3分1(1牛)	3分2(1件)	2分1(1件)	1(1件)	2分1(1件)					3分2(1件)	2分1(1件)	2分1(1件)	3分2(1件)	3分1(3件)	2分1(2件)	2分1(2件)	3分1(1件)
24	10	į	5		9	14	9	5	6	1	5		18	6	12		36	7	6
2 分	2分	;	3	3 分	2 分	2 分	2 分					3 分	2 分	2分	3 分。	3分	2 分	2 分 1	3 分
2分1(3件)	2分1(2件)	1	3分1(1件)	3分2(1件)	2分1(1件)	1 (1) 件	2分1(1件)					3分2(1件)	2分1(1件)	2分1(1件)	3分2(1件)	3分1(3件)	2分1(2件)	1(2件)	3分1(1件)
26	11		5		10	14	9	5	6	1	5		19	6	12		38	8	6
• 50			• い		• 17	5	5						• 17	• 50	• 67				33
40	31		6		42	25	21	45	15	18	27		30	24	35		20	18	33
• 15	• 43		4		• 38	89	• 11	• 45		• 18	• 78		• 43	07	• 19		• 32	60	• 32
66	35	,	7		24	56	45	11	40	22	18		63	27	36		187	43	19

						$\widehat{3}$
東			院	訴	控	_
千	横	東		裁	地	控訴
葉	浜	京		判所	方	院管
		1	全部	放		
			_	火	縮小	小認定率
			部		小認定事	定率一
9	7	6	全部	殺	事件の	覧表
	3 分 1 1	3 分 1 1	_	人等	種類	
	1 (1 件)	1(1件)	部	4	炽	
9	7	7	全部	所全:	種類	
	3 分	3 分	_	陪審	別縮	
	3分1(1件)	3分1(1件)	部	審事件に対する縮	小認定事件合計数	
9	7	7	合	対す	事件	
	33	33	計	する	什合	
34	20	11	認定率小	小	計数	
• 62	36	• 63	率 小	認定	の地	
			事件	率	方裁	
26	36	63	数	%	判	

	合	幌	札		城		宮			崎	_
	計	合	全地裁	合	その他	秋	仙		合		その
	耳	計	裁	計	他	田	台		計		その他
	61		1	15	3	6	6		4		2
	2分1(4件)								2分1(1件		
	17			4	2		2		2		
3分1(5件)	2分1(6件)			2分1(1件)			2分1(1件)	3分1(2件)	2分1(1件)	3分1(1件)	2分1(1件)
	78		1	19	5	6	8		6		2
3分1(5件)	2 分 1 (10 件)			2分1(1件)			2分1(1件)	3分1(2件)	2分1(2件)	3分1(1件)	2分1(1件)
	84 • 67		1	19 • 50	5	6	8 • 50		7 • 66		2 • 83
%	17 • 35		3 • 85	39	38 • 46	28 • 57	53 • 13		11 • 61		6 • 74
, 3	488		26	50	13	21	16		66		42

		吵	幌	札	城	宮		
		計	合計	全地裁	合計	全地裁		
		15		2				
		94		5		4		
3分2(2件)	3分1(4件)	2分1(7件)					3分2(1件)	3分1(1件)
		109		7		4		
3分2(2件)	3分1(4件)	2分1(7件)					3分2(1件)	3分1(1件)
		115 • 17		7		4		
	%	23 • 60		26 • 92		8		
		488		26		50		

るの 公判 数あり、 例えば殺人の公訴事実に対して、 であって、 を辞退して通常 縮小認定率は、 無罪・有罪ばかり はな 公判で無罪を争 が 殺意を否認して、傷害致死の主張をするなど-無罪率よりも高い しかも、 いか んどうか 陪審公判においては、 が問題なのではなく、 った事件 陪審公 のである。 0 無罪率と比較すべきであるが 判で無罪を主張し 縮小 その中には 総ての事件で公訴事実を争ってい 認定を求めて争った事件も多 て争 った無罪 無罪の主張ばかりでなく、 その 率 ような

五五%と他の年度よりも低く、 そして、陪審裁判が 年は、 昭和五年三件(放火二件、 無罪二二件 始まった頃の無罪率は、昭和四年は一○・四一%、 (放火八件無罪、 強盗強姦一件)と多く また陪審裁判の無罪件数も、 殺人一〇件無罪、 はなかった。それに対し、 直系尊属殺人四件無罪など)、 昭和四年一五件 昭和五年は、 通常公判では、 和五年は (放 火 二二件 兀 殺人

通常第一審刑法犯終局被告人ノ科刑其他」による)。 方が多かったのである(「刑事統計年報」に収録された「罪名別陪審事件刑法犯終局被告人ノ科刑其他」、 (放火一一件無罪、殺人一一件無罪、強盗強姦二件無罪など)であ ŋ 無罪件数は陪審公判より および

と思わ が期待した程に左程多くの無罪判決が言渡されなかったと謂ふ過去の事実」(岡原昌男「陪審法ノ 停止ニ関スル法律に就て」・『法曹会雑誌』第21巻第4号・一九四三年四月、 被告人が陪審を辞退する理由の一つとして挙げら れる。 18頁)とは、この れる「陪審の評議に付 様な状況を指し しても被告人等 7 い る

差があ 広島 長崎 更に注 九 った。 ・五二%、長崎一一・六一%と、平均より 四〇・一五%と、平均より高く、 目され 反対に縮小認定率 (平均二三・六〇%) は、 るのは、 無罪率 (平均一七・三五%) は、 反対に宮城は八%と低く地域差があった。 かなり低く、 大阪三〇・ 控訴 院管内別では、 宮城は三九%と高く、 四三%・広島二五・ 大阪三・ 九七%、 地域 九 %

はずの このような状況の中で、 これに対して、陪審公判を担当した弁護士は、無罪は当然であり寧ろ無罪が思うほ 事件のうち、 あるいは縮小認定は陪審裁判の妙味である、と評価するものが多かった。 かなりが無罪あるいは縮小認定になっている事実を見出し、 当時の判事 検事は、 通常公判では公訴事実通りに有罪に 困惑し になる 7

士も陪審公判を勧めない ことは出来なかった。 し、この程度の無罪率 遠藤常壽「法定陪審辞退の理由に就て」・『法曹会雑誌』第7巻第10号・一九二九年一〇月)、 被告人の大部分は、 ので、陪審裁判を辞退したのである。 (17:35%)・縮小認定率 (23:60%) では、 陪審員の判断に危惧の念を抱いており(神戸地方 被告人の陪審辞退を止め また大部分の 弁護

陪審公判における無罪率と比較する対象は、 通常公判の無罪率では無く、 陪審公判を辞退して通常公判において公訴事実を否

事実を否認して争った母数は不明である。 次の通りである。ただし、昭和3年の陪審公判の数字は、同年10月から12月の件数である。陪審公判の母数は有罪・無罪・更新であ る(公訴棄却は、陪審公判によるものと死亡によるものとが、 そこで、『刑事統計年報』によって、昭和3年から昭和10年までの、 統計上区別されていないので除外した)。通常公判については、 放火と殺人について陪審公判と通常公判の無罪数を見ると、

昭和10年(陪審9件中7、通常11) 審25件中10、通常11)、昭和7年(陪審30件中11、通常11)、昭和8年(陪審21件中4、 「放火」昭和3年(陪審7件中3、通常30)、昭和4年(陪審36件中10、通常8)、昭和5年(陪審28件中2,通常11)、昭和6年 放火と殺人については、以下のように、陪審公判の無罪件数よりも通常公判の無罪件数の方が多いのである。 通常15)、昭和9年(陪審16件中5、 、通常7)、

昭和10年(陪審4件中2、 審19件中7、通常10)、昭和7年(12件中陪審2、通常9)、昭和8年(陪審5件中2、通常5)、昭和9年(陪審6件中1、通常6)、 昭和3年(陪審15件中3、通常9)、昭和4年(陪審41件中3、通常10)、昭和5年(陪審22件中0,通常11)、

(注2) 縮小認定については、和歌山地方裁判所長伊藤浩蔵は、次の様にいう。「元来殺意の有無と言ふ如き微妙な問題を決するは頗る 「陪審公判の無罪率」(注1)を参照されたい

別段統計に拠った訳ではないが、

従来の通常手続に依る審判に於ても、

殺人被告事件が結局傷害致死で終つた例は恐ら

増田修「広島控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」(『修道法学』第33巻第2号・二〇一一年二

る標準とするのは無理のやうに感じて居る」(『法曹会雑誌』第7巻第10号・一九二九年一○月、15頁)。そうすると、 いても、陪審公判を辞退して通常公判において、縮小認定を主張して争い縮小認定判決を得た率も、無罪の場合と同じく、かなり高 いと考えられる。 くは十中七、八である様実験上観測せらるゝものであるから、右の如き事例が多かつたからとて、之を以て直に陪審の価値を月旦す ただし、 縮小認定に関しては、 刑事統計年報など統計資料には記録されていない。

6 陪審公判の終局結果―〒新―

ては、次の ・縮小認定以外の陪審の評議に付せられた事件の終局結果の内、 「陪審裁判中更新事件一覧表」を参照されたい。 更新 (陪審法第95条)

ニサン、無罪となったものが六件 (殺人一件、放火五件) であり、残り一件 (放火) が公訴棄却という。 陪審の更新が行われた二四件中、再陪審の結果、 有罪となったのは一二件(その内、東京⑩事件は通常公判)、無罪となったものが八件、 岡原昌男「陪審法ノ停止ニ関スル法律に就て」(『法曹会雑誌』第21巻第4号、「九四三年四月)によると、 しかし、「陪審裁判中更新事件一覧表」では、陪審更新は二六件であり、再陪審の結果、 一件(東京@事件)は再陪審ではなく通常公判と思われるが、結果は不明である。 有罪となったものが一七件(殺人五件、放火) 縮小認定が五

などは、更新が でも有罪・無罪・公訴棄却のみを問題として、種々分析をしている。 正博『司法への市民参加の可能性 審制と参審制-ような単純なものではない そして、 菊地博(『陪審制度について』(日本法律家協会シリーズ14、日本法律家協会・一九五九年、57頁)、安村勉「陪 —刑事裁判への素人の影響力——」(『上智法学論集』第25巻第2・3号合併号・一九九二年二月、 行われたのは、 すべて無罪の答申があった場合であると前提して、 例えば、答申が縮小認定と公訴事実通りの答申であったの -日本の陪審制度・裁判員制度の実証的研究-─』(有斐閣・二○○八年一月、168頁) 236頁)、藤田

陪審で全部縮小認定の答申がなされること(大阪®事件)があり、更新されても再陪審ではなが有罪(公訴事実通りと縮小認定)と正当防衛(無罪)であったので全部更新(大阪®事件)され、その再 で全部更新 (大阪⑩事件) され、その再陪審で公訴事実通り答申されることや (大阪⑫事件)、答申 く通常公判となったり、 多様な処理がなされたのである。

たのである。 で再陪審となり、 なお、同一事件で更新は何度でもできたが、更新が二回以上なされた事件はない。更新 その再陪審で再度無罪となった場合でも、 再度更新されることは無かっ

陪審裁判中更新事件一覧表

	3				2			1		
佐賀③(再)	佐賀②		水戸③(再)		水戸②		大分③(再)	大分②		陪審(通常)
(安永澤太)	U D 清			(松本波一郎)	FK徳太郎		(木下方一)	O T 梅二	人	被告人(弁護
殺人被告事件昭和4・1・22判決	 殺人被告事件昭和3・12・11決定	昭和3・12・24判決	尊属殺人未遂及殺人未遂被告事件	昭和3・11・29決定	尊属殺人未遂及殺人未遂被告事件		放火未遂被告事件昭和3・12・10判決	放火未遂被告事件昭和3·11·21決定		事件名 決定・判決年月日
傷害致死 (懲役3年)	更新(無罪答申)	(懲役4年)	尊属殺人未遂及殺人未遂		更新(無罪答申)	(懲役1年・未決勾留60日算入)	放火公共危険罪(刑法11条)	更新(無罪答申)		決定・判決内容
縮小認定						縮小認定				備考

		8			7									6		5			4
	横浜⑰(再))斤:		秋田⑦(再)	6					大阪®(再)				大阪⑮	釧路②(再)	釧 路 ①	大阪⑫(再)		大阪 ⑨
齋林八郎)	(小林梅茂・安	T D 清 一	高橋唯雄)	(大浦千代見・	NT敬藏							ON重吉	T D 忠人	TD久一郎	(佐藤忠暉)	Y D 勇		(梨岡時之助)	TZ克次郎
	殺人被告事件昭和6・10・24判決	殺人被告事件昭和6・9・30決定		放火未遂被告事件昭和6・10・3判決	火未遂被告事件昭和					殺人(2件)被告事件昭和4・11・21判決				殺人(2件)被告事件昭和4・9・26決定	放火被告事件昭和4・7・11判決	被告事件昭和4	殺人及殺人未遂被告事件昭和4・4・26判決		殺人及殺人未遂被告事件昭和4・3・28決定
	無罪	更新(無罪答申)		無罪	更新(無罪答申)	各未決勾留100日算入	重吉 (懲役2年)	忠人(懲役2年)	久一郎(懲役5年)	傷害致死	重吉(2件共傷害致死)	忠人(正当防衛・無罪)	久一郎(殺人・傷害致死)	更新(有罪と無罪・注2参照)	放火(懲役4年・未決勾留20日算入)	更新(無罪答申)	殺人及殺人未遂(無期懲役)	申・注1参照)	更新(縮小認定と公訴事実通りの答
	無罪判決			無罪判決		縮小認定													

22 秋 秋		21 東 (通 横 浜	20	19 甲¦甲	18 横 ¦ 横	17 東 東	岐	į	16
秋田②(再)	®	(S) R公判)	横浜 35 (1)	甲府⑥(再)	横浜翎(再)	東京⑫(再)	岐阜⑤(再)		岐阜④
(古澤斐・古澤	太郎) 太郎)	K B 繁雄 (安齋林八郎・	M Y 半 兵 衛	(森田愛次郎)	文司)	2名) (太田金次郎外	(田中草也·中 山武雄)		K T ひ で
放火未遂被告事件昭和11・10・28決定放火未遂被告事件昭和11・2・5判決	11 • 9	放火未遂被告事件昭和11・6・3決定放火被告事件	3 · 27 决定	尊属殺人被告事件昭和10・12・24判決尊属殺人被告事件昭和10・11・19決定	放火被告事件昭和10·11·28判决	放火被告事件昭和8・6・26決定放火被告事件昭和8・11・16判決	放火被告事件昭和8・6・26判決		放火被告事件昭和8・4・14決定
無罪 無罪答申)		更新 (無罪答申) (死亡か?)	罪答申)	尊属殺人(懲役10年) 更新(無罪答申)	無罪	更新 (無罪答申) 無罪	放火 (懲役8年・未決勾留200月算入)		更新(無罪答申)
無罪判決	無罪判決				無罪判決	無罪判決			

16			15		14			13		12			11			10			9
岐 阜 ④		釧路⑤(再)	釧 路 ④	東京③(再)	東京翁		旭	札 幌 8	仙台⑨(再)	仙台8		松江④(再)	松江③	(通常公判)	東京	東京3		鳥取⑧ (再)	鳥取⑦
K T ひ で	南雲正朔)	(中田克己知・	Y U 梅治		F M 辰五郎	田富與)	(井川伊平・高	T T 宏	(注 4)	OT忠七	田珍賴)	(草光義質・和	K S 仲 一		(大崎孝止)	K S 良 平	下義範)	(長砂鹿藏・木	M K 豐藏
放火被告事件昭和8・4・14決定		放火被告事件昭和8・1・28判決	放火被告事件昭和7·11·52決定	火被告事:	放火被告事件昭和7・9・30決定		事件昭和8・2・	放火被告事件昭和7・9・9決定	放火被告事件昭和7・10・13判決			尊属殺人被告事件昭和7・9・10判決	尊属殺人被告事件昭和7・7・19決定		放火被告事件昭和7・12・13判決	放火被告事件昭和7・5・6決定		放火被告事件昭和7・2・19判決	放火被告事件昭和6・12・7決定
更新(無罪答申)		放火 (懲役8年・未決勾留100日算入)	更新(無罪答申)	非現住建造物放火(懲役5年求刑)	更新(無罪答申)	(懲役3年・未決勾留10日算入)	往建造物放火	更新(無罪答申)	無罪	更新(無罪答申)	(懲役4年・未決勾留20日算入)	尊属傷害致死	更新(無罪答申)		放火 (懲役5年・未決勾留25円算入)	更新(無罪答申)		放火 (懲役2年・未決勾留60日算入)	更新 (無罪答申)
				縮小認定	判決不明	縮小認定			無罪判決		縮小認定								

		26			25		24				23		
	大阪36(再)	阪	(再)	東 京 63	東京 62	⑥ (再	井 ⑤			盛岡④(再)	盛岡③		
達武雄)	(坂東米八・安	Y K 義造			M T忠夫	(藤井剛士)	H Y さ と	祐造)	野喜蔵・工藤	(佐藤邦雄・河	T D 金作	助)	五郎・米澤多
	放火未遂被告事件昭和17・12・26判決	未遂被告		放火被告事件昭和14・□・□判決	被告事件昭和4・3・17:2	放火未遂被告事件昭和13・2・8判決	火未遂被告			放火被告事件昭和12・3・1判決	放火被告事件昭和2・1・29決定		
	放火 (懲役3年・未決勾留15日算入)	更新		放火(懲役3年~5年) 刑事統計年報	新金無	放火未遂(懲役2年・執行猶予3年)	新(無罪答申)			無罪	更新(無罪答申)		
										無罪判決			

(注 1) 他の被害者2名(殺人)に対しては、傷害致死(2名)の縮小認定であったので、全部が更新された。 4番・大阪⑨事件(殺人2名・殺人未遂2名)は、 被害者2名 (殺人未遂) に対しては、 殺人未遂(2名)の答申であったが、

(注2)6番・大阪⑮事件は、殺人の公訴事実(被告人3名・被害者2名)に対し、陪審員の答申が、被告人久一郎については被害者 は被害者2名とも傷害致死であったので、全部が更新された。 他の1名は傷害致死、被告人忠人については被害者2名とも傷害致死であるが正当防衛(無罪)、 被告人重吉について

(注3)「岡原昌男論文」の公訴棄却は、昭和4年であるが、「陪審裁判中更新事件一覧表」では、 昭和4年の更新事件で再陪審の結果

が公訴棄却の事件はない。

(注4)仙台⑧の弁護人は、長谷川陸郎・草刈勝衞外合計一○名。 篠塚宏・田中徳次郎・北村文衞・菊地養之輔・中澤恭・村上喜政・伊藤三秋・外合計21名。 仙台⑨の弁護人は、長谷川陸郎・草刈勝衞・袴田重司・佐藤長松

7 陪審公判の終局結果――公訴棄却―

猥褻・強姦となった場合のように、被害者の告訴を要件とする犯罪の場合である。 陪審公判で公訴棄却の判決となるのは、 縮小認定の結果、 放火が器物損壊、 強姦致傷が

公訴棄却一覧表

(1) 鳥取地方裁判所

1	取	鳥	
	4 6 ·	昭和	判決日
		放火未遂	公訴罪名
	公訴棄却	器物損壊	判 決 (求刑)
	住職 (28)	K N 隆晃	被告人(年齢)
桑山榮吉	阿部久治	篠田嘉一郎	裁判官
		谷田勝之助	検察官
寺崎勝治	伊墻增藏	君野順三	弁護人

注 ものであるか(放火未遂)」、補問「炭火を以て、畳と座布団の一部を焼損したものか(器物損壊)」に対し、 らず」、補問に「然り」と答申した。 鳥取①事件は、 主問「建物を焼燬することに気付きながら、 器物損壊については、被害者が告訴を取下げ、 畳と座蒲団の間に炭火を置いたが、建物を焼燬するに至らなかった 公訴棄却となった。 陪審員は、 主問に「然

(2) 鳥取地方裁判所

取	鳥
4 • 9 • 28	昭和
(請求陪審)	建造物等以外放火
公訴棄却	器物損壊
農民組合員	M S 力 藏
阿部久治	篠田嘉一郎
	松野平一
	伊墻增藏

注 公共の危険を生じさせたものか(刑法第10条)」、補問「前項の所為により、 予審第一回取調まで自白、予審第二回取調以後否認していた。主問「火鉢を足蹴にして、炭火を散乱させて藁・莚の一部を焼燬し、 陪審員は主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。器物損壊については、被害者地主が告訴を取下げ、 鳥取②事件は、 証人4人は、 請求陪審事件 偽証罪で起訴され有罪となった。 (陪審法第3条) である。 被告人は、 全国農民組合鳥取県聯合会員であったが、 藁・莚の一部を焼損したものか 公訴棄却となった。し 警察以来、 検事、

(3) 山口地方裁判所

3	П	山
	4 • 11 • 13	昭和
		強姦致傷
	公訴棄却	猥褻
	按摩業(30)	H 勘 一
和田仁四郎	木村幾太	矢崎憲明
		杉本時三郎
		小河虎彦

注 なので、 判所構成法第105条)。 山口③事件は、 公訴棄却となった。 「主問」強姦致傷は「然らず」、 なお、 陪審公判は、 風俗壊乱の虞れがあるとの理由で、 「補問」猥褻について「然り」であった。猥褻罪は、 傍聴禁止であった 告訴を待って受理す (大日本帝国憲法第59条、 き事件 裁

(4) 大分地方裁判所

18	分	大
	6 10 • 5	和和
		強姦致傷
	公訴棄却	強姦
	仲 仕 (42)	N K 瀧 雄
		福澤作市
		蔦谷巖
		山下彬麿

注 は陪席判事と合議の上、 陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役2年を求刑したが、 大分®事件について、 公訴棄却の判決を言渡した。 陪審員は、 主問 「強姦致傷の事実」 に 「然らず」、 被害者の父が和議が成立したと告訴を取下げたので、 補問に 「強姦の事実」 に 「然り」 と答申した。 裁判長は 裁判長

(5) 横浜地方裁判所

25)	浜	横
	7 • •	昭和
	公訴棄却	
	却	

(注)横浜圀事件は、陪審公判始末簿および判決書が残っておらず、新聞報道にも見出せず、不明であるが、公訴棄却の事件であろう。 陪審の評議を受けて公訴棄却となった件数も含めて計上しているのである。 懲役2年1件、 浜の事件数は、法定陪審事件5件、請求陪審事件1件である。しかし、刑事統計年報によると、昭和7年は、法定陪審事件が4件(内、 訴棄却しかない。刑事統計年報の「公訴棄却」欄には、被告人が死亡したので公訴棄却された場合だけではなく、 「陪審法施行以来陪審ノ評議ニ付シタル総件数表」(「陪審法ノ停止ニ関スル法律案理由書」国立公文書館所蔵)では、 懲役5年以上2件、 無罪1件)、 請求陪審事件1件 (無罪) なので、 残された法定陪審事件1件に該当するのは、 陪審公判において 昭和7年の横 公

陪審公判の終局結果――原審破毀―

事実の 法に於いて第二審の判決に対し上告をなし得る場合(刑事訴訟法第四〇九条~第四一五条)にできるが 判断をした事件の ことができる は異なり、 誤認を理由とする場合には上告できないとされていた 法に基づく陪審公判は、 上訴はかなり制限されていた。 (陪審法第一〇二条) に止まった。 判決に対しては、控訴ができず(陪審法第101条)、大審院に対し上告をする 通常事件が一審 しかも、 陪審の評議を経て、その答申を採択して事実の ・控訴・上告と三審制度を採って 陪審公判におい (陪審法第一○三条)。 ては、上告は刑事訴 る 訟

判長 陪審裁判における上告理由としては、事実誤認の主張はできなのであるから、 0 記示が法 「律に違反したとき (陪審法第一〇四条第五号)、 説示したものが法律 上証拠となす 実際上、

ことを得ないもの である。また、何とか破毀差戻を狙って、様々な理由をつけて上告をしていた。 というもの 否及罪責の 自体が困難であった。そして、上告理由の中心となったのは、 とき(陪審法第一〇四条第七号)など、 であった。裁判長の説示は、被告人が有罪となるように誘導しているとい 有無に関し意見を表示することを得ず」(陪審法第七七条但書) という条項に違反する であるとき (陪審法第一〇四条第六号)、法律上の論点に関し不当の説示をなした 手続上の法令違反に限られていた。従って、 裁判長の説示が 上告すること 「証拠の信 うの

は の通り僅か一〇件に過ぎない。 上告しても原審破毀となるものは非常に少なく、下記の「陪審裁判中原審破毀事件一覧表」 裁・地検がかなりあるため確認できないが、 一件(3番千葉⑩控訴審)、縮小認定も一件(2番千葉②事件通常公判)のみである。 陪審事件の上告は、 現在までに確認できるのは九九件(陪審公判始末簿・陪審判決書を保存してい もっと上告事件はあると思われる)で、 その中で、 原審が破毀され差戻・移送後に無罪となったの 上告率は二〇%である。 しかも、

件で、 決に対する控訴率は三八・三%、 る一つの材料になると思ふ。」と評価し 「この事実は、 上告は二九件、上告率は二六%強である。また、昭和二年度の通常事件の第一審 判が始まった昭和三年一〇月一日から昭和四年六月末までの陪審事件数は一 被告人が大体に於て陪審の評決に服するのではないかと云ふことを推断す 控訴審判決に対する上告率は三八%である。 てい る(佐藤龍馬「陪審事件統計」〔『法曹会雑誌』第七巻第一○号、 佐藤龍馬は、 一九

は事実誤認の主張はできず、かつ「刑の量定甚しく不当なりと思料すべしかし、陪審公判が通常公判よりも上告が少ない原因は、まず控訴は は量 刑不当を理由として上告できない (刑事訴訟法第四一二条) とい すべき顕著な事由ある う法制・ できず、 上の 上告審で が

カュ あるだけでなく、上告しても大審院 直ちに事実認定を覆すようなものではなく、 過ぎず、破毀差戻になっても有罪は変わらないからであろう。 の原審破毀率は一〇%にすぎず、 破毀差戻審では無罪・ 縮小認定は また原審破毀理由が 各一件に

陪審裁判中原審破毀事件一覧表

	控 訴	移 送	上 告	原 審		3	移送	上 告	原 審	2		上告	原審	1	
A H H H H H H H H H H H H H H H H H H H	東京控訴院	東京(通常)	大審院	千葉⑩		KT手代三郎	東京(通常)	大審院	千葉③	IB清吉郎		大審院	広島②	N I 義一	
	殺人控訴事件昭和7・2・18判決	殺人被告事件昭和6・9・2判決	殺人上告事件昭和5・4・23判決	殺人被告事件昭和4・10・18判決	み宮城仁男・上告審のみ鵜澤總明	(弁護人)石橋信・關一二・山崎左・原審のみ秋田義	強盗傷害被告事件昭和4・12・11判決	強盗傷害上告事件昭和4・10・8判決	強盗傷害被告事件昭和4・6・12判決	中田やの舉引下・饕餮田半田・新禮井 人籍サ)		窃盗殺人上告事件昭和4・5・3判決	窃盗殺人被告事件昭和3・11・30判決	三年の中の東道・一部の中間を記載を	事件名 判決年月日
	無罪	殺人(懲役10年)	破棄(東京地裁移送)	殺人 (懲役12年・求刑懲役15年)		秋田義正・原審のみ阿部遜・上告審のみ今村力三郎・上告審の	傷害(罰金100円)	破棄(東京地裁移送)	強盗傷害(懲役3年6月・求刑懲役7年)	中政義	合と認定、窃盗・殺人、懲役8年)	破毀・自判(併合罪の適用は擬律錯誤の違法あり、観念的競	窃盗・殺人(懲役8年・求刑懲役8年)		判決内容

台 プを関	上去 大野完 没人上去事牛沼	原審 名古屋⑱ 殺人被告事件昭	10 YWちよの (弁護人)	上告 大審院 殺人上告事件昭	控訴 大阪控訴院 殺人控訴事件昭	移送 京都(通常) 殺人被告事件昭	上告 大審院 殺人上告事件昭	原審 大津② 殺人被告事件昭	み大塚喜一	9 MI庄藏 (弁護人)	11 · 25 判決	上告 大審院 強盗殺人・	8・1判決	控訴 名古屋控訴院 強盗殺人・	12 · 28 判決	移送 名古屋(通常) 強盗殺人・	上告 大審院 強盗殺人・	
件昭和15·3·30判決件昭和14·11·10判決	和 14 • 11 • 10		野々山藤重・原審のみ拂善市・原審の	件昭和14・7・10判決	件昭和14・3・18判決	件昭和13・5・9判決	件昭和13・1・24判決	件昭和12・8・9判決	郎・移送審のみ我妻武雄・移送後上告審の	山下彬麻呂・原審のみ山本福丸・上:		住居侵入強盗殺人上告事件昭和13·		住居侵入強盗殺人控訴事件昭和13·		住居侵入強盗殺人被告事件昭和11·	同幇助上告事件昭和10・11・19判決	
破毀(差戻)		殺人(懲役8年・未決勾留10日算入・求刑懲役8年)	のみ長谷川正明・上告審のみ赤井幸夫	破毀(自判、殺人・懲役7年・未決拘留50日算入)	殺人(懲役7年・未決拘留25日+未決拘留10日算入)	殺人(懲役7年・未決勾留25日算入)	破毀(京都地方裁判所移送)	殺人(懲役10年・未決勾留25日算入・求刑懲役12年)	『審のみ瀧川幸辰	上告審・移送後上告審のみ堀江専一郎・上告審・移送後上告審の	住居侵入強盗殺人幇助(懲役2年・執行猶予3年)	強盗殺人(公訴棄却、昭和13・10・20被告人源作病死)	予3年)	強盗殺人(死刑)・住居侵入強盗殺人幇助(懲役2年・執行猶	猶予3年)	強盗殺人(無期懲役)・住居侵入強盗殺人幇助(懲役2年執行	破毀(名古屋地方裁判所移送)	てる(懲役5年・求刑懲役5年)

強盗殺人被告人源作(死刑・求刑死刑)・強盗殺人幇助被告人	強盗殺人・同幇助被告事件昭和10・7・16判決	岐 ⑥	原 審
			1
	(弁護人) 大道寺慶男	OU源作·外	8
放火 (懲役6年)	放火被告事件昭和9・5・18判決	甲府(通常)	差戻
破毀(差戻)	放火上告事件昭和9・3・10判決	大審院	上 告
放火(懲役6年・未決拘留の日算入・求刑6年)	放火被告事件昭和8・10・31判決	甲府3	原 審
	差戻審のみ稲村宗政		
み藤田薫・上告審・差戻審のみ稲本錠之助・上告審の	(弁護人)原審のみ山本金秋・原審・差戻審のみ	K T 善春	7
棄却	放火上告事件昭和10・6・15判決	大審院	上告
放火(懲役5年・未決勾留00日算入)	放火被告事件昭和9・11・22判決	横浜図	差戻
破毀(差戻)	放火上告事件昭和9・3・23判決	大審院	上 告
放火(懲役5年・求刑5年)	放火被告事件昭和8・9・19判決	横浜29	原 審
み川手忠義	(弁護人) 小林梅繁・兒玉正五郎・⑬上告審の	T H 治 郎	6
放火及放火未遂(懲役5年・未決拘留00日算入)	放火及放火未遂被告事件昭和7・6・1判決	名古屋(通常)	差戻
破毀(差戻)	放火及放火未遂上告事件昭和6・11・2判決	大審院	上告
放火及放火未遂 (懲役5年·未決拘留00日算入・	放火及放火未遂被告事件昭和6・4・24判決	名古屋⑪	原 審
上告審のみ岡田庄作	(弁護人) 馬場小八・上告審のみ山田嘉八・上:	I I 國 光	5
と認定、放火・詐欺、懲役10年・未決勾留200			
破棄・自判(観念的競合と問議したのは失当として、	放火・詐欺上告事件昭和5・12・12判決	大審院	上告
放火・詐欺(懲役10年・未決勾留00日算入・	放火・詐欺被告事件昭和5・9・25判決	鳥 取 ④	原審

として、一覧表を作成した。資料集には、その本文を収録しているので、上告理由の調査集した判決書に三一事件、合計七六事件が現存する。それらを「陪審公判上告審判例集」 をする索引として、 陪審裁判において、上告した事件の判例は、判例集に四五事件登載されており、調査収 本資料集に収録した。

(注)大審院判例集に登載された陪審裁判に関する判例の分析をしたものに、大審院判事宇野要三郎「上告裁判所より見たる陪審裁判」 『法曹会雑誌』第7号第10巻・一九二九年一○月)がある。

陪審公判上告審判例集

7	6	5		4	3	2		1			
4 5 31	4 5 9	4 5 3		4 4 11	4 4 6	4 3 29	4 3 14	昭和		判決日	
放火未遂	傷害	殺人·窃盗	殺人未遂	尊属殺人未遂・	放火	尊属殺人未遂		殺人未遂		上告事件	上告
棄却	棄却	破毀自判		棄却	棄却	棄却		棄却		判決	審判
O M 金 一 郎	OZ佑夫	N I 義 一		FK徳太郎	NG員直	ON榮藏		M T 酉 松		上告人	決
大分⑥	仙台①	広島②		水戸③	金沢①	宇都宮①		大阪②	件	裁判所事	第
4 2 23	4 1 31	3 11 30		3 12 24	3 12 10	3 12 24		3 12 15		判決日	一審
懲役2年6月	懲役5年	懲役8年		懲役4年	懲役10年	懲役4年		懲役3年		判決	判決
		4 9 25		4 6 5	4 6 5		法律新報	4 6		法律新聞	Ш
		8 巻 6 号		8巻3号	8巻3号					刑事判例	出典
0	0	0		0	0	0				資料集	

25			24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8
5 4 8			5 3 20	5 3 10	5 2 26	5 1 24	4 12 23	4 10 29	4 10 19	4 10 8	4 10 • 4	4 9 3	4 7 20	4 6 27	4 6 25	4 6 24	4 6 19	4 6 13	4 6 6
殺人·傷害	反	物取締罰則違	殺人未遂·爆発	強盗傷害	放火	殺人未遂	放火	放火·放火未遂	強盗殺人未遂	強盗傷人	放火	殺人	殺人	尊属殺人·殺人	殺人·殺人未遂	強盗殺人未遂	殺人·殺人未遂	放火未遂	強盗殺人未遂
棄却			棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	破毀移送	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却
U T M 覺善			M H 治 太郎	S G 平 一	NH清三郎	K M 雄	O S 平 治	M S 峰雄	木本政治	IB清吉郎	TG政右衛門	S E 作造	OK芳太郎	TG友太郎	N M 一 平	I B 芳	ST虎吉	K D ま津	M N 清
松山②			鳥取③	福井①	水 戸 ⑤	安濃津①	前橋①	<u>П</u>	京都②	千葉③	神戸②	横浜②	京都①	福島①	東京⑤	名古屋④	佐賀⑤	超山(5)	岐阜②
4 12 16			4 11 14	4 11 29	4 11 11	4 10 11	4 9 •	4 7 18	4 6 1	4 6 12	4 5 10	4 4 24	4 4 16	4 4 16	4 3 23	4 3 6	4 3 30	4 3 29	4 2 28
懲役 10 年			懲役8年	懲役3年6月	懲役5年	懲役5年	懲役3年	懲役4年	懲役8年	懲役3年6月	懲役3年	無期懲役	懲役 10 年	死刑	無期懲役	懲役 12 年	無期懲役	懲役1年6月	懲役 15 年
				5 6 10		5 4 13		5 2 23	5 1 28	4 12 30		4 10 8	4 12 18		4 8 3	4 12 10		4 10 28	4 11 5
				9巻3号		9 巻 1 号		8 巻 11 号	8 料 11 号	8 巻 9 号			8 巻 8 号			8 巻 8 号		8 巻 7 号	
0			0		0		0	0	0		0		0	0	0	0	0		

52		51	50		49		48	47		46	45	44		43	42	41			
7 8 25		7 7 9	7 7 1		7 6 20		7 6 14	7 6 9		7 5 28	7 4 22	7 4 4		7 2 2 29	6 11 10	6 11 2			
放火未遂		放火	殺人		放火殺人		放火未遂幇助	殺人		放火	強盗殺人	傷害		殺人教唆	尊属殺人	放火·放火未遂			遂·住居侵入
棄却		棄却	棄却		棄却		棄却	棄却		棄却	棄却	棄却		棄却	棄却	破毀差戻			
K H 玄 次 郎		K T 平 四 郎	R宗煥		K Y 森 太		GT惠治郎	SNきう		M K 豐藏	AM鶴千代	HSG信治		KT庄之助	F M 勘	I I 國 光	T N 實	S G 伸	O M 正 喜
前橋②		名古屋⑭	東京③		岡 山 ⑫		長崎(5)	横 浜 19		鳥 取 ⑧	<u>Н</u> П	新潟⑩		大分⑰	Щ П (9)	名古屋⑪			
7 4 26		7 2 2 24	7 2 19		7 3 12		7 3 7	6 12 3		7 2 19	7 1 20	6 12 9		6 6 17	6 7 14	6 4 24			
懲役2年6月	未決180日算入	懲役5年	無期懲役	未決30日算入	懲役5年	未決50日算入	懲役3年	無期懲役	未決60日算入	懲役2年	無期懲役	懲役3年	未決150日算入	懲役5年	懲役7年	懲役5年	無罪4名	懲 20 年	無期懲役
		8 2 13	7 8 13		7 8 18		7 7 18	7 7 15			7 7 3					6 12 20			
		11 巻 16 号	11 巻 12 号		11 巻 11 号		11 巻 10 号	11 巻 10 号			11 巻 8 号					10 巻 10 号			
0		0					0	0		0	0	0		0	0				

40		39	38		37		36		35	34	33		32	31	30	29	28	27	26
6 7 22		6 5 8	6 2 26		5 12 12		5 10 2		5 9 23	5 7 17	5 7 5		5 6 9	5 5 31	5 5 15	5 5 13	5 4 23	5 4 18	5 4 ·
強盗殺人·同未		強盗	放火		放火·詐欺		放火教唆		放火未遂	殺人·死体遺棄	殺人未遂		傷害致死	放火未遂	放火	放火	殺人	放火未遂	放火未遂
棄却		棄却	棄却		棄却		棄却	定)	棄却(決	棄却	棄却		棄却	棄却	棄却	棄却	破毀移送	棄却	棄却
H D 清二		I U 為 市	NH清三郎		TB金太郎		K 春吉		H Y 傳 彌	H Z 勝 之	K B 小林觀空		SG廣作	M O 義親	M Z ミ サ	H N 小 一	AT千代三郎	H D 泰 平	〇G吟藏
長崎②		横浜⑩	水戸⑤		鳥取④		横浜⑦		長野②	千葉⑪	京都⑤		東京⑯	大分⑭	秋 田 ④	東京⑭	千葉⑩	新潟3	熊本⑤
6 3 16		5 12 18	4 11 11		5 9 25		5 5 13		5 7 2	4 11 15	5 3 10		5 3 8	5 2 26	5 2 6	5 2 13	4 10 18	5 1 29	4 12 21
死刑 2 名	未決60日算入	懲役2年6月	懲役5年	未決200日算入	懲役 10 年	未決70日算入	懲役7年	未決120日算入	懲役2年6月	無期懲役	懲役5年	未決60日算入	懲役5年	懲役1年	懲役5年	懲役7年	懲役 12 年	懲役2年6月	懲役3年
6 11 10							6 2 3			5 11 5	5 11 13	法律新報	5 9 • 15	5 9 23			5 7 8		
10 巻 9 号							9 巻 10 号			9巻8号	9巻8号			9巻6号		9 巻 4 号	9 巻 4 号		
0		0	0		0		0		0		0			0	0			0	0

74		73		72		71		70		69		68	67		66		65		64
13 5 30		13 1 24		12 4 28		11 12 15		11 7 16		11 4 18		10 6 15	10 4 27		10 3 11		9 10 11		9 6 14
放火		殺人		殺人		放火·詐欺		嬰児殺		尊属監禁致死		放火	放火		放火		窃盗·準強盗		放火
棄却		破毀移送		棄却		棄却		棄却		棄却		棄却	棄却		棄却		棄却		棄却
NZ戸右衞門		M I 庄 藏		WKY馬太郎		OH又次郎		K B ツ ヱ		O Z 一 直		T H 治 郎	H K 茂三郎		A K 久 三郎		ET今朝氣		M I 雅留
横浜36		大津②		大分20		秋 田 18		秋田⑰		前橋④		横浜32	横浜③		東京⑩		大分②		広島⑪
12 10 8		12 8 9		11 10 31		11 7 14		11 3 9		10 11 30		9 11 22	9 7 25		9 12 •		9 6 1		9 3 16
懲役3年	未決 250 日 算 入	懲役 10 年	未決120 日算入	懲役5年	未決 120 日算入	懲役8年	未決60日算入	懲役3年	未決60日算入	懲役3年	未決200日算入	懲役5年	懲役4年	未決300日算入	懲役6年	未決100日算入	懲役6年	未決60日算入	懲 役 12 年
		13 3 30		12 7 •30		11 7 14		11 12 3		11 7 20									9 10 15
		17 巻 1 号						15 巻 15 号							14 巻 3 号		13 巻 17 号		13 巻 13 号
0		0		0		0		0		0		0	0				0		0

63	3	62		61		60		59	58	57		56		55		54	53	
9 3 23		9 3 10		9 1 29		8 11 16		8 10 21	8 7 8	8 6 23		8 6 21		7 12 12		7 11 14	7 10 6	
放火		放火		放火		傷害致死		放火	放火未遂	強盗殺人		通貨偽造		傷害致死		放火	放火未遂	
破毀差戻		破毀差戻		棄却		棄却		棄却	棄却	棄却		棄却		棄却		棄却	棄却	
T H 治 郎		K T 善春		N O 義		S M 嘉 四 郎		K D 貞治	Y D 一藏	O S 忍	A B 勝治	〇〇國治郎		A N 民 藏		S T 夫	K T 新三郎	
横 浜 29		甲府		横浜		仙台⑪		新潟(15)	山口田	松江⑤		函館3		横浜@		高松②	青森③	
8 9 19		8 10 31		8 7 22		8 5 2		8 5 29	8 4 11	8 3 31		8 3 4		7 6 25		7 7 29	7 5 27	
未 200 日 算 入	未決60日算入	懲役6年	未決50日算入	懲役 4 年	未決100 日算入	懲役5年	未決150日算入	懲 20 年	懲役3年	死刑	懲役2年	懲役2年6月	未決120日算入	懲役6年	未決40日算入	懲役2年6月	懲役3年	未決90日算入
		9 6 30				8 12 20				8 10 5		8 10 15				7 12 29	7 12 28	
		13 巻 3 号				12 巻 22 号			12 巻 14 号	12 巻 11 号		12 巻 10 号					11 巻 18 号	
С				0		0		0	0	0		0		0		0		

7	76		75	
	18 7 16		15 3 30	
	放火未遂		殺人	
	棄却		破毀差戻	
	Y K 義造		Y W ちよの	
	大 阪 36		名古屋®	
	17 12 26		14 11 10	
決 150	懲役3年	未決180 日算入	懲役8年	未決500日算入
	0		0	

死刑・無期懲役一覧表」を作成した。 陪審裁判は、刑が軽いともいわれているが、 の 陪審公判の終局結果―死刑・無期懲役― 死刑・無期の事件もあるので、「陪審裁判中

召和	事牛 (牟蒦人)	音審判 夬	上告番判央(弁蒦人)
4	東京⑤NM一平	殺人・殺人未遂被告事件昭和4・3・23 判決	昭和4・6・25上告棄却
	(坂田豐喜・大沼末吉)	殺人・殺人未遂・傷害、無期懲役(求刑死刑)	(大沼末吉)
	横浜②SE作造	殺人被告事件昭和4・4・24判決	昭和4・9・3上告棄却
	(松岡憲一)	無期懲役(求刑死刑)	
	千葉⑪殺人HZ勝之	殺人・死体遺棄被告事件昭和4・11・15判決	昭和5・7・17上告棄却
	(岡殿)	無期懲役(求刑死刑)	(前田米蔵)
	静岡⑥WS由太郎	殺人被告事件昭和4・10・31判決	昭和5・2・14上告棄却
	(鈴木信雄)	無期懲役(求刑死刑)	(鈴木信雄・関田金作)
	大阪⑫TZ克次郞	殺人・殺人未遂被告事件昭和4・4・26判決	昭和4・6・5上告取下

			6						5										
(染谷徳平)	横浜⑲SNきう	(戸田宗孝)	東京図SSK一郎	(中村皎久)	高松①TG留一	(奥田福敏)	大阪窓SK春藏	(毛利與一)	大阪②H耕太郎	郎・白瀬順次郎)	(中西徳五郎・和田吉三	秋田③HDヂョウ	(北川次男)	福島①TG友太郎●	(伊東三雄)	大分⑤N小寛	(香田廣一)	佐賀⑤ST虎吉	(梨岡時之助)
無期懲役(求刑無期懲役)	殺人被告事件昭和6・12・3判決	無期懲役(求刑死刑)	尊属殺人昭和6・6・3判決	無期懲役(求刑無期懲役)	殺人被告事件昭和5・4・9判決	無期懲役(求刑無期懲役)	殺人・公務執行妨害被告事件昭和5・6・19判決	無期懲役(求刑死刑)	殺人・殺人未遂被告事件昭和5・3・5判決		無期懲役(求刑無期懲役)	殺人被告事件昭和4・7・9判決	死刑(求刑死刑)	尊属殺人・殺人被告事件昭和4・4・16判決	無期懲役(求刑無期懲役)	殺人被告事件昭和4・1・22判決	無期懲役(求刑無期懲役)	殺人・殺人未遂被告事件昭和4・3・30判決	無期懲役(求刑死刑)
(染谷徳平)	昭和7・6・9上告棄却								昭和5・5・25上告棄却			昭和4・7・20上告取下		昭和4・6・7上告棄却			(小松崎信)	昭和4・6・19上告棄却	
	夫殺		実母殺		兄殺・放火		巡查殺		養父母殺			姦婦の夫殺		姑・妻殺		巡查殺		女と恋仇殺	親者殺傷

13						10				8						7			
神戸⑨MM道悦					(大道寺慶男)	岐阜⑥ΟU源作●	(大脇熊雄)	松江⑤OS忍●	(石井市次)	千葉②TO傳藏	(千々松安太郎)	山口⑩AM鶴千代	河合篤・大森詮夫)	神道寛次・靑柳盛雄・	(布施辰治・細迫兼光・	東京③R宗煥	·五輪仙右衛門)	(三浦順太郎・神代宗衞	長崎②HD清二外●
強盗殺人昭和13・5・19判決			名古屋地裁・強盗幇助・懲役2年・執行猶予2年	相被告OUてる・懲役5年(懲役5年)	死刑(求刑死刑)	強盗殺人被告事件昭和10・7・16判決	死刑(求刑死刑)	強盗殺人昭和8・3・31判決	無期懲役(求刑無期懲役)	殺人被告事件昭和8・11・30判決	無期懲役(求刑無期懲役)	強盗殺人被告事件昭和7・1・20判決		相被告R祿鐘・懲役6年(求刑懲役10年)	無期懲役(求刑死刑)	殺人被告事件昭和7・2・10判決	年(求刑懲役10年)・無罪4名	死刑(求刑死刑)2名・無期懲役(求刑死刑)・懲役10	強盗殺人・同殺人未遂被告事件昭和6・3・16判決
	(大道寺慶男)	死刑 (昭和13・10・20病死)	昭和13・8・1名古屋控訴院・	・無期懲役(通常公判)	昭和11・12・28名古屋地裁判決	昭和10・11・19破毀移送		昭和8・6・23上告棄却			(山田善之助・中村了栓)	昭和7・4・22上告棄却		・青柳盛雄)	(布施辰治・大森詮夫・川井篤	昭和7・7・1上告棄却			昭和6・7・22上告棄却
						姦婦の夫殺	強殺	義理の伯母		妾殺		叔父強殺				巡查殺		強殺	商売仇一家

	(前田力)	無期懲役(求刑無期懲役)	
合計	21 件	死刑4件(5名)・無期懲役17件	(注)●死刑

三おわりに

わりとしよう。 最後に、共同研究者の本資料集完成の [感想] を紹介して、 十数年に亘る調査研究の終

歴史の審判を受けた陪審法 増田 修(広島弁護士会弁護士)

とが、 3年10月5日)。 と云ふことが、 判官にあらざる普通国民、 めて立法、 民翹望の的となって居った陪審法、…則ち国民裁判制度の実施により、 の者でも、従来の裁判制度に不満足なものがあるならば、新制度により陪審員たる専門裁 昭和三 (元三八) 年一〇月一日、 一層人権擁護の精神を明にし、 行政、 此の新制度採用の本旨である…」、 司法共に民意を加味するに至り、 即ち何等捉はれざる同胞の判断により罪の有無を定めしむるこ 陪審法が全面施行された際、 裁判に対する国民の信頼を深からしむる所以である という談話を発表している『法律新報』昭和 時の司法大臣原嘉道は、

罪無罪の答申はできない)もなく、 陪審裁判を必要とするであろう公職選挙事犯や治安維持法違反などは、 我が国 の陪審法は、 判事が陪審員の答申の採否 (陪審法第96条採択・陪審法第95条更新) を決定 陪審員には何らの決定権(陪審法第79条、公訴事実の有無のみを答申し、 陪審不適事件 有

数であり、 五・五一%)であったが、 する判検事を大増員 (判事一〇四人・検事四六人) していた。 い制度となって仕舞った」(岡原昌男「陪審法ノ停止ニ関スル法律に就て」・『法曹会雑誌』第21巻第4号・一九四三年四月)。 六ヶ月の間 (昭和三年10月1日~昭和1八年四月1日) の陪審事件受理総件数は二五、一九二件 (予想の七 昭和四(1元1元)年に行われた陪審公判件数一四四件(テオルのホ・1六%)が最高年間件 昭和一三 (「カハハイ) 年以降は年間四件 (トオセの〇・| 七%) 以下となり、 実施に際しては、一年間の陪審裁判を二、三〇一件と予想し、その 陪審公判総件数は被告人の辞退・自白により僅か四八八件(予想の一・ 陪審公判が施行された一四年 「国民には縁遠

士協会は 附さないなことができるという改正法案を衆議院に提出したが、帝国弁護士会・日本弁護 た神奈川県集団 に対し司法省は、 衆議院を通過したが会期末のため貴族院には付託されず、昭和一二(エカリカロ) 年第七三議会 すべく、八回に 削除し、控訴が出来る(だが、陪審員の資格・権限、陪審不適事件は変更しない)というものであった。これ し、改正案は、 六回は審議未了で終り、昭和八 (「九三三) 年第六五議会 (牧野賤男外一三名提出、一二月~翌年三月) では (内藤正剛外六名提出、一二月~翌年三月) では衆議院を通過したが貴族院では審議未了となった。 その間、 反対し、 当時の弁護士兼衆議院議員達は、陪審裁判の不振を改善するため陪審法を改正 放火事件を処理するため、共同被告人が多数で複雑な事件は陪審の評 陪審対象犯罪を拡大して請求陪審対象犯罪も法定陪審とし、 亘り陪審法の改正案を衆議院に提出したが、司法省は一貫して反対し、 委員会審議におい 昭和一二(「九三七)年第七一議会に、逮捕者一八三名・ て反対論が強く審議未了となり、 改 正 内九一名を起訴し 一は断 更新の条項を か

と定めていたので、 「我が国で行われた陪審裁判の実像」(『修道法学』第38巻第1号・二〇一四年九月、中の「陪審法の改正と施行停止」)。 ノ 年月は過ぎていった(「大日本帝国憲法」第24条で、「法律で定める裁判官の裁判を受くる権利を奪はるゝことなし」 政府は機能不全状態(被告人の人権擁護機能を充分に発揮できない状態)の陪審法を改正をすること 陪審員に有罪無罪の決定権を与えるのは憲法違反となると解釈されていた)。

う」(前掲「岡原昌男論文」)として、廃止はしなかった。 ら大東亜戦争の遂行を優先するため、 が行われた。更に、昭和一六 (コホロコ) 年一二月に開戦した太平洋戦争も熾烈となり、それ 務は大きな負担となり、それを軽減するため、昭和一六(「カロl)年三月、両名簿は引き続 激増した全国の市町村役場にとって、 したが、 き昭和一九 (ヿヵ四四)年一二月三一日まで有効とするなどの陪審法改正(昭和1六年三月法律第六二号) 昭和一二(コ カ Ξ セ)年七月には日中戦争(セℼ事変)が勃発し、戦争遂行のための 陪審法は「その運用の妙を得る時は平時に於てはむしろ望ましいも 陪審員資格者名簿・同候補者名簿を毎年作成する義 昭和一八 (二九四三) 年四月には、 陪審法の施行 のと云ひ 関連事務 !を停止 得よ

陪審法廷を開くことは物理的にも不能となった。 軍の空爆のため焼失し、施行停止の陪審法は「大東亜戦争終了後再施行スル」(「陪審法ノ停止ニ 関スル法律」附則第3項、昭和二一年三月勅令第一六一号により「大東亜戦争」を「今次ノ大戦」に改正)とされていたが、 戦争末期の昭和二〇 (コカ四五) 年には、 四五ヶ所の裁判所が(陪審法廷・陪審員宿舎諸共) アメ リカ

げ G 度の提案が 敗戦後、 Qより い」(「裁判所法」第3条第3項)という条項を追加するよう要求された。 2あった。 「この法律の規定は、刑事について、別に法律で陪審の制度を設けることを妨 昭和二一(二九四六)年三月、 更に、昭和二二 (コカ四七) 年三月「裁 GHQ(連合国軍最高司令官総司令部) 判所法案」 審査 から、 政府 の最後の段 は 本格 陪審制 な陪審 度の 階で、 道

てきた。 件が少なかった原因となる問題点も幾つかあるが、 が廃止された新刑事訴訟法に適合するように改正して、 国家が行うべき、 る実務家・研究者は少なくなかった。欧米で行われている陪審裁判は、民主主義体制 我が国 そこで 司法制度改革の中 普遍的な裁判制度であると信じられていたからであろう。 陪審法に は 制 度とし で、国民の司法参加 て欠陥があり、 その欠陥や問題点を是正し、 陪審法を復活すべきであると主張 について、半世紀に亘り議論さ また、 陪審の評議 に 付され 予審 下

(注) 利谷信義は、我が国の陪審公判は,「無罪率は同時期の一般刑事事件(注、通常公判)の無罪率…と比較すると格段に高い」 13号・一九八四年一二月)。そして、賛同者も多い。しかし、全事件が公訴事実を争う陪審公判の無罪率と、大部分が自白事件であ る通常公判の無罪率(陪審公判の無罪率と比較して非常に低い)とを、形式的に比較しただけで、 「人権擁護のために一定の役割を果したことも認めてよいであろう」という(利谷信義「日本の陪審裁判」・『自由と正義』第35巻第 陪審法の人権擁護の機能について

判に関する個別的基礎資料を広範囲かつ大量に 我が国に適合した陪審制度はどのようなものかについ 戦後の 国民の司法参加に関する議論の過程で、 調査収集し実証的に検証 我が国において行われた陪審 て検討されたことは、 した成果を踏まえ 一度も無 公

論じるのは無理がある。本解題「5 陪審公判の終局結果―無罪・縮小認定―」中の(注)および(注1)を参照されたい。

そして、 二〇世紀末から二一 世紀初 頭に か け て、 司 法制 度改革審議会(平成二一年七月二七日小

関する制度案を策定した。こうして、平成一六 (100四) 年五月「裁判員の参加する刑事裁 制(移行している) 採用の道に進み、平成一三 (1001) 年六月「司法制度改革審議会意見書」に 0 法制度改革推進法」が制定され、同年一二月司法制度推進本部を設置して、 おいて新たに裁判員制度の導入が提案された。この意見書を受けて、 た・・・裁判所法第三条第三項と陪審法は、廃止もせずに・・・。 に関する法律 (以下「裁判員法」という)」が制定され、 一気に参審制度(ヨーロッパでは、フランス・ドイツ・イタリアなどが陪審制から参審 平成二一(三〇〇九)年五月施行 平成一三年一一月「司 裁判員制度に され るに 至

貴重な歴史的文化遺産である。 し、戦前の陪審裁判に関する史資料は、我が国が近代国を記録した史資料も忘れ去られて、そのまゝ歴史の塵の 判員法」制定と共に、陪審制度に対する一般国民 三国家を記 0 関心は無くなり、 中に埋没しようとしてい 建設する過程 陪審裁 で生成 判の実 る。 さ n

収録した本資料集など、 歴史の審判を受けた、 現れるのではないかと思いつつ筆を措こう。 . つの日 歴史としての陪審法に関する研 くとしての陪審法に関する研究において、この資料集を活用する現在の法律実務においては何の役にも立たないものであろう。我が国で行われた陪審裁判について、全件調査をして得た資料 調査をして得た資料 する

- (注) 厖大な本資料集の読破に入る前に、次の六事件に関する資料を味読して欲しい。そこでは、弁護人達の前に、 予審判事が作成した被告人に対する訊問調書(自白調書)が、壁のように立ちはだかっているのである。 公訴事実を立証す
- $\widehat{\underline{1}}$ 大津地方裁判所②事件(「解題」 回目の上告審弁護人瀧川幸辰) 陪審裁判中原審破毀事件一覧表9) 殺人被告事件昭和一二年月九日判決 (弁護人山下彬麻呂・二
- $\widehat{\underline{2}}$ 東京地方裁判所⑩事件(「解題」陪審裁判中死刑・無期懲役一覧表7) 殺人被告事件昭和七年二月一〇日判決 (弁護人布施辰治)

- 3 大阪地方裁判所寫事件(「解題」陪審裁判中更新事件一覧表26)放火未遂被告事件昭和一七年七月二二日決定(弁護人坂東米八)
- 横浜地方裁判所⑪事件 (「解題」陪審公判上告審判例集67)放火被告事件昭和九年七月二五日判決(弁護人田崎文藏,
- (5) 千葉地方裁判所③事件(「解題」陪審裁判中原審破毀事件一覧表2)強盜傷害被告事件昭和四年六月一二日判決(弁護人大井靜雄)
- 千葉地方裁判所⑩事件(「解題」陪審裁判中原審破毀事件一覧表3)殺人被告事件昭和四年一○月一八日判決(弁護人石橋信

「悉皆調査主義」 の金字塔 達雄(広島修道大学法学部教

広島修道大学 た。この事業の実質的なリーダー 戦前の 陪審裁 「明治期の法と裁判」研究会のメンバーが支援する形でこの大事業は完遂さ 級判資料 集「我が国で行わ は、 広島弁護士会所属弁護士増田修氏である。 れた陪審裁判 -実証的研究のための資料探究-そし が完 て、

護士として活動したあと、 ていったとのことである。 めるつもりであったところ、広島弁護士会の戦前部分が全く欠落していたことを発見し、 ころによると (注1)、東京にいたときから興味をもっていた古代史の研究を故郷に帰って進 一念発起して広島の弁護士の歴史を編纂すべくまずその前段の作業として資料収集を進め 氏 は、 和四六 (一九七二) 年から平成一五 故郷の広島に帰り広島弁護士会に登録替えした。 (110011) 年まで第二東京 介護士 本 一人の所 語 属 ると \mathcal{O}

国」その他に隈無く目を通し、 礼載され、 氏の資料収集活動は、全く徹底している。 この資料収集の成果は、「広島弁護士会沿革誌」と名付けられ、『修道法学』に順次 平成 二六(三〇三四)年完結した。 そこから弁護士に関する記事を収集してい この史料を利用した広島弁護士会の通史 すなわち戦前の広島の新聞「芸備日 くとい うもので 日 一 「 中

なお増田氏ご自身は、 はまだ試 いみられてないが、 その積もりはないとのことである。 基礎資料が揃ったのでいずれ執筆する人も出てくるであ

その活 裁判所の記録収集を進めつつあった。私は、否応なく研究会のメンバーに組み入れ は二○○七年の春であるが、すでに広島における陪審裁判の資料収集が終わり、その(一) 『修道法学』第二九巻第二号に掲載済みであった。その後研究会は、 「広島弁護士会沿革誌」の資料収集と併行して、増田氏および研究会が取り組 \mathcal{O} 動に加わることとなった。 一時期施行された陪審裁判に関する資料調査である。私が広島修道大学に赴任した 広島控訴院管内各 ん だのの 5

を運び に関与した、判事・ 可能な限り集めるとともに、判事・検事・弁護士の陪審公判についての感想が く、広報や評価 れを複写する。 を複写する。次に各地方検察庁で、陪審事件の 所に赴き、保存する「予審終結決定書」・「陪審公判始末簿」を請求し、提示が 増田弁護士の陪審裁 でする。 できる限 以上で十分な気もするが、増田氏の資料採取はこれで終わらない。 さらに各種新聞記事を、それも陪審公判の模様を直接伝える記 など周辺記事も含め収集する。以上に加え「陪審説示集」や「問書集」を り集める。 検事・弁護士の経歴等のデータを、 判関係資料の収集方法は、次のごとくである(注2)。 誠に、徹底したものである。 「刑事判決書」を請求し、提示があ 国会図書館や各 地の まず各 図書館等に あれ あれ 事だけでな 陪審裁 地方裁 ばこれ ばそれ れば 足 判 そ

方 どのようなテーマであっても、物事の全貌をつかもうとした場合、「悉皆調査」 である。 このような資料収集方法を、「悉皆調査主義」と名付けたい。 「悉皆調査」 言うは易く行うのは極めて困難である。 歴史研究に限 例えば国 は理想的な 5 民

松江、 このような見方は完全に否定されることとなった。 四件程度、無罪判決はひとつもなかったと言われてきたが(『愛媛新聞』| 九九〇年一 | 月 | 五日付参照)、 索を続けた。それまでは、 ておき、 判の 旧広島控訴院管内に入っているのか怪訝に思う人がいるかもしれない。 さて、「広島における陪審裁判」を完結させた研究会メンバー - にあったが、 鳥取における陪審裁判と資料調査を続け、平成二五 (二〇二三) 年「松山に 明治九年以降大阪の裁判所 松山に帰省する度に愛媛県立図書館や愛媛大学に立ち寄りマイクロ・フィルム 松山が 『修道法学』への掲載で旧広島控訴院管内の 調査地になったことで、私が新聞記事などの調査にあたることとなった。 明治二八年以降広島控訴院管内に管轄替えとなったのである。それはさ 松山地方裁判所で実施された陪審裁判については、件数は三、 (大阪上等裁判所 すなわち、 —大阪控訴裁判所 調査を完結させた。 全部で六件の陪審事件 11 大阪控訴院)の管 実は $\mathcal{L}\mathcal{L}\mathcal{L}$ て山 松山 お でなぜ松 口 ける陪 0 の検 裁 Ш Ш 判

し、うち一件が無罪であったことが、判明したのである。

と思う。 いる。 字も読めないし、 ととしたのである。この入力作業は、 まつわるさまざまな課題 次に開講 て、メンバー各人に割り振られた。一人分の り遂げてくれた。島根大学や近畿大学の学生にも、 か)を検討することとした。そして、 前述のように調査の結果集められた資料 助力を借りたことを述べておきたい。それは収集した資料のデジタル入力の仕 本資料集の完成の蔭には、 判資料 しているゼミナ 調査への私自身の関与としては、これくらい 旧仮名使い (制度の比較検討、 -ルのテー にも慣れて このような学生の貢献があったことも忘れ マを「戦前日本の陪審裁判 思ったよりも難事であ その一環として資料の入力をゼミ生にお願い いない。学生も苦労したようであるが は、厖大な量にのぼる。増田氏はこれ 割当量も相当である。そこで私は、三・四年 立法過程、イデオ 同じように協力してもらったと聞 であるが った。最近 口 の研究」に設定 ーグの見解、施行過程ほ の若者は、 ゼミの学生諸 てはならな を仕分 事であ するこ 陪審に とか 旧 る。 1 け 漢 B 7

しくな とともに全国行 である。 の出張ができない私たちは、 増田氏の 入力に いってから すなわち「悉皆調査」の方法を用いた全国の陪審裁判の記録収集を目指しは1氏の壮図は、「広島控訴院管内における陪審裁判」の完成で止まらなかった 私は冗談だろうと思ったが、 は協力をした。 は、 脚の旅を続けていかれたのである。 独力で北海道に通われたと聞いている。現職があり勤務との関係で長 見守るばかりであった。 増田氏は本気だった。 紺谷氏が病で遠方に出掛けることが難 ただし、 紺谷浩司先生(広島大学名誉教授) 収集してきた資料 った。全国 このデジ じめた

うな特徴と意義をもっているだろうか。 さて、こうして完成した戦前の陪審裁判資料集「我が国で行われた陪審裁判」 はどの ょ

和三年一〇月から同一八年四月までおよそ一五年の期間中に実施された四八八件 その の全貌が、 特徴は、 はじめて明らかにされた。「悉皆調査主義」の金字塔といって過言でな 何よりも「悉皆調査主義」に貫かれていることであ る。 に ょ 0 0 陪審事

及されることが多かった。その中で、「陪審裁判はわが国の国民性に合わない」とする意見 都合の良い や、「陪審裁判は人権擁護の機能を果たした」とする意見などが鋭く対立してきた。 実態の比較検討と並んで、 んこれらの これまで にされ たので、 意見も、 点だけを見て立論しているという傾向がなくもなかった。 「国民の司法参加」という問題意識のもとに陪審制度は研究され、 今後はこれを前提にして論議がすすむことが期待される。 実績を全く踏まえていないわけではないが、 戦前の一時期施行されたわが国の陪審裁判の実績に ともすると自 陪審裁 判の全貌が 各国制度や らの つい 主張に もちろ ても言

にも この新聞連載を土台に、一冊の本を出版する計画が進行中である。 治三五年くらいまでであるが、さまざまな新発見があった。こうして得られた新知見も え、「愛媛民報」 に目を通す作業を開始した。図書館のマイクロ 裁判史を明らかにしたいと考えてきた。その手段として、 やれるのではないかと感じる所があった。そして、創刊以来の 「広島弁護士会沿革誌」そして「陪審裁判の資料探索」の作業を近くで拝見し ではなか ったが、とてつもない作業量になるだろうなと敬遠し 「調査主義」の拡げた波紋につい 紙に「伊予松山・裁判所ものがたり〔明治編〕」を執筆・ -リ ー て、 ひと ダーと格闘し う。 つ。 新聞紙 は ながらである。 てきた。 「海南新聞」の の悉皆調査を思 がね 愛媛県 連載した。 L かし、 0 まだ すべ て、 V 司 つか 交 7 私 \blacksquare

(注1)「この人に聞く」(広島弁護士会『会報』第八四号、二○○八年二月)ほか。

(注2)増田修「大阪における陪審裁判―実証的研究のための資料探究」(日弁連法務研究財団『JLF NEWS』別冊「究めたい!」、二〇

一三年二月)参照。

3 陪審裁判記事から考える 居石 正和(島根大学法文学部教授)

例 て が V 陪審裁 る。 東京地裁で最初に行われた陪審裁判事件である。 被告人 判が開 が公判当初から無罪を主張し続けている事件は、 かれた当初、 人 々の関心は高か ったとみえ、法廷の様子が 特にそうである。 詳 しく報道され そ 0

廷で開 和 かれた。それ 告により公判に 三(一九二八)年一二月一七日、 は、火災保険金目当ての放火未遂事件で、 付されるとい う複雑な経緯をたどっ 東京地裁管内最初 の陪審裁判が東京地裁 ている。 一旦予審免訴となったが検 被告 人は事件当初 第二陪審法

同じ日 記事が 事の 味深 様子が報道され、 ŋ 不法尋問を被告が素ツ破抜く 品川の放火に絡む裁判で い。この事件でも、保険金目当てで自宅を放火したとして起訴された被告人が、 **が掲載されている。** 「中央新聞』では そ 四(一九二九)年五月六日東京地裁第一陪審法廷で行わ れを巡る法廷での している。 取調段階で誘導尋問など不法な尋問が行われたと被告人が主張し 昭和四(一九二九)年五月九日付『東京毎日新聞』 「『刑事三人で殴って言はせた』と 証人(取調官)と被告人とのやりとりなどが記事にされてい れた保険金詐 陪審員も緊張す」と公 陪審廷で被告の啖呵」 欺放 火事件 ずでは、こ 7 . る。 V との ŧ る 0

通 に伝 して広く これ [えられる。人々は、記事を通して、違法/・弁護人・検察官・裁判官・証人の発言 を具体的に知っていく。 らの事件では、 般民衆に知らしめる機会ともなっていた。 公判初日から判決言渡まで、新聞は陪審裁判を詳細に報道し 記事を通して、違法な捜査・不適切な捜査があったとの 陪審裁判は、法廷内に閉じ込められた裁判を、 ・陪審員の様子などが新聞記事を通して人 新聞 7 被告人 記事を

二つの 定 何 7 件は、 5 るわけ 子 \mathcal{O} ずれ 廷で明らか 題があった可能性がある。公判が ではもちろんない。 t 被告人無罪の評 にさ れ しかし、 新聞記事でそれ 決・判決が 被告 進むに 人が強く否認して 出 「され を知らされ っている。 つれてその疑 た 初 人 々 い公 る事件で は V 判 が \mathcal{O} 強ま 無罪 か は、 0 ら て

で はの 取調に ない かとの で変化はあ したとき、 0 たのであろうか。 事件に無関係の多くの 捜査機関 の取調に疑問を抱くであろう。 人 Þ に まで抱 カュ れる事 違法 態に な取調 直 面していた。 わ れ 査た

カコ 審裁 別 紹介する意味があると思う。 に 判 は、 かと思えてくる。 記 て、 事を翻 法廷でのやり 犯罪 刻し紹介する試 捜査を問い直す契機となる可能性をもってい りとりの いささか 様子が詳細に伝えられたことで、 みは、 牽強付会気味であ 取調べの 可視化を巡る現在 るが、 ここにも陪審裁 た。このよう 0 うにかさ とも 判関係史料 と考える n が る

土台 \mathcal{O} 築とい う営み \mathcal{O} 価 値 資料集「我が国で行われた陪審裁判」に寄せて

禄 大輔(一橋大学大学院法学研究科准教授)

とし に る資料を網羅することに な文章を寄せる なるという気軽な気持ちで参加に応諾したのだった。 て陪審の て、筆を執 公判 広島修道大学での に付され らせていただ 機会を与えら 初期 E た事件 なるとは、まったく想像し 与 教育・ いた。 れ したにとどまる私が、 の関係資料 るのは、申 研究に 本研究が始動し し訳な を収 従事してい 集・ いた私は、陪審裁判に公表するのだろうと思 ていなか た最初期には、現存 本研究の最終段階に 一方で、せめて今の自分に った。当初 は、 する陪審裁 おいて、この 0 0 中国地 て 11 V できること 7 学ぶ た 判に係 \mathcal{O} 方 É よう で あ お

つい 私の方は、 ては、 田 々と大学を移ることになり、 修先生をはじめとする諸先生方に対 この研究プロジェクト l て、 心 よりお \sim \mathcal{O} 詫び申し上 参加 が滞

0

、このような膨大か つながるもの だと信じる。 つ網羅的な資料が公開されていて推薦することもある。若い世 ることは 代 ことは、本研究を用いた発展的なが、容易にアクセスできるところ

を通じ

ンターネット上で容易に入手できる形で公表されている。私の場合は、

て研究する際には、

これまで公刊さ

た本研

ミナ

にお

V

て、

陪審裁判につい

表され \mathcal{O} 地味であるように見えるが、 0 て、 公刊 これ て発展的な研究を行 法社会学、 したもの まで、 を終始主導され 今後、本研究の各資料を参照せずに研究を行うと ている。しかし、陪審裁 は例が 本 基礎 \mathcal{O} 資料 ない。 た増田修先生をはじめとする各先生方に、 うための土台が 訟法、裁判法などの諸分野にとって、日本で行わ がここに完成 わが国 多大な資源を継続的に投入し続けることに つい 判に関する一次 1で行わ て、 したことに、心より敬意を表したい。そし 本研究によって構築された。 れた 々 に陪審裁 資料 研究が と新聞記事を、ここまで網 判 行 わ いうことは、考えにく の実態を本格的 'n ってきた。 お詫びと御礼を心 わが 少 れ な よって、 に研究するにあた た陪審裁 国の陪審裁 カコ 5 羅的に V . め 日 一見、 本法制 より 判に て、 文 収 ŧ 判 2 集

5 増田修氏の陪審裁判調査の完成を祝す

加藤高(広島修道大学名誉教授)

大正一二(一九二三)年陪審法が制定され、 田 修氏 たび、 に乏しくなり、 (広島弁 わ 護士会弁護 れ わ ħ 昭和 が結 段士)が、 一八 九四三) る 昭 和戦前初期、 「明治期 年施行停止 刑事の審理陪審が の法と裁 わが 国で初 判 の状態でその後 研 究会の 設けられたが、 めて実施された陪審裁 一員 現在に であ 利用件 · 至 っ り、 て -数が 判 る

二月所 \mathcal{O} 幸甚である(早期 の一端については、とりあえず「修道法学」誌に公刊されているものを参照し こに至ったことについては、今更ながら賞讃に と努力が、このように過去の事歴を、多くの資料を渉猟しながら永年に亘り追 ついて、 収 〈広島代言人組合沿革誌・附・広島始審裁判所の官許代書人〉 そ もそれ の全貌 の調査研究の成果については、「修道法学」第二八巻第二号・平成一八 ぞれ応分の協力を行ってきたものの、増田氏 ほぼ単独で調査 解明 値いする。 し、このたび漸 増田会員 く完成されるに のこれまで 一人の並々なら 一二七頁を参照 及され て頂 の研 0 究調査 け 照の年ばれば

6 蛇足ながら 紺谷浩司 (広島大学名誉教授)

__

果の 録を完成されたという。十年掛かりの調査とその記録をまとめる作業です。 増田修先生が :、わが国で行われた陪審裁判記録の調査を終了され、そ

ます。 五年間に満た 国の陪審裁判は、 わゆる裁 判員裁判がその後継の制度と一般に受けとられているのではないかと思い ない短い期間に施行され、総事件数も四八四件と公表されています。現在裁判は、昭和三年一○月一日から昭和一八年四月一日に停止されるまでの

には、 初めに、 正直のところ果して全国にわたって調査をすることは可能だろうか、とに、陪審裁判の全件について調査を行いたい、ついては協力を頼むとい とい われたとき う危惧を

付ちました。

そして、第三は、 とが本多静六氏の書かれたもののなかにあることを思い出したからです。 学からの帰り際に指導教授からアドバイスを受けて、帰国後、 かということです。研究を続けるためには先ず恒産をもたなければならないと、ドイツ留 こと、第二は、当時、私はまだ現職に在り、 ○代後半という年齢を考えると、調査途中で倒れたり寿命が尽きて中途で終わる虞が っとも、これは七○歳で退職してから、少しは時間的に余裕を持てるようになりましたが。 果して寿命が続くであろうか、増田、加藤両先生は七○歳代前 全国にわたって調査旅行をすることができるだけの資力が続くであろう 時間的な余裕があるか不安があ 非常に節約に努めら ったこと、 れ

「悉皆調査主義の しかし、増田先生が無事に調査を完了され、その成果を資料集として纏めて発表され 『修道法学』上に順次発表することについて、矢部恒夫法学部長が好意的に協力を惜 対 なかったこと、 満腔の祝意と敬意を表するものです。そのプロジェクトは、矢野達雄教 金字塔」と評されたことに尽きていると思います。 事務局の方たちの協力も、 この調査を遂行するうえで欠 また、その成果を機 せ 授が る

生に同 原 内容を、 行 調査等への私 して、 複写を見ながらパソコンに入力すること。増田先生は、裁判所や裁判所や検察庁でデジタルカメラを使って、記録の写真を撮り、の私のした協力というか手伝いというのは、具体的には、一つは には、一つは、 裁判所や検察庁 特に 判 \mathcal{O}

われ 調査では、 というやり方で、実に粘り強い周 図書館へ向か 典など)特定したうえで、 予め閲覧謄写をしたい事件を(判決日、当事者名、 到な準備のうえでのことでし 記録の探索を依頼し、 日時を取り決 た。撮影が午前 めて調査 中に

えてい うものでした。手伝いとしては、 二つには、 して複写を撮ること、 たが、弁護士の氏名や履歴を予め しコピー デジタル化した所もあり、 、ます。 後には新聞 を手伝うことと、 府県立図書館 特に 記事の年月 (国立国会図書館も) マイクロ 後半 陪審裁 -月日の表に沿って探すことができ、ずいぶん楽になりま-クロフィルムの場合は探すのに大分苦労をしたことを覚デジタル化の進み具合は県によって差がありましたが) 調べたうえで、それを上 陪審事件に関与した弁護士の 判に関する新聞記 の進み具合は県によって差がありまし 半は 事を(マ 回る地元 イクロ 0 記録 フ 査を手伝 イ を探 ル うこと 0) 所も

と思います。 三つに 郵送されてきたコピー たが、新聞 記事や判決書をワー 田先生の周 - は縦にならべて、段ず次書をワープロソフトで周到な準備のお蔭で、早 段ボー で入力することが主な作業という感じ 最初から探す手間が省けたぶん ル一箱を超えるくらいの分量になっ 気分的 で L

とを教えられたことが大きいと思っています。後者についていえば、例えば、戦前の広島 にあることと、新聞 護士会史をご自分で書くとい 同行したり、 入力をしたりしながら、 0 記事が、 って、 時代を隔てるにつれて、 先ず地元の新聞記事の検索から始めら 調査あるいは研究の在り方の出発点は「悉皆調 同時代史の第一級の資料であるこ 査

たことや教科 原爆等によって失われ また、新聞記事から、明治十年代に広島法律学校が足か 内容、 試験問題などが分かります。 て不可能だという声を余所に完成されたことによってよ け一○年間にわ らく分か たり存続

た検察庁での 北海道は先生が 所管内 紺谷 行 の三人で、 の三人で、東京、名古屋、受奇を忠いる、一、……四、五人でまわることが多かったのですが、大阪控訴院管内のときは、増田四、五人でまわることが多かったのですが、大阪控訴院管内のときは、増田四、五人でまわること しましたが、その他の道県の分は、増田先生がお一人で、資料の収集にまわ 刑事判決原本のコピーを郵送され、 0 調査に加わるようになって、勘定してみると、広島控訴院、 東京、名古屋、 札幌、 旭川など全部お一人でまわられました。 長崎各控訴院、 それをパソコンで入力する作業を手伝っ 仙台控訴院管内では、 そうして収集され 秋田と仙 松高 5

だ、惜しむらくは、 は出来ず、 ているため、ご本人に直接インタビュ て あわせて、研究にとって多大の便宜を提供するものであることを信じます。 判に た、 ついて研究しようとする人にとっては、それを読むことを避け 判に関する調査記録 ということではな 判に 直接関 11 は かと思います。 わ った裁判官、検察官、 現時点で入手し得る最大最良の史料集とし ーをして、 実状を聞き出すことが 弁護士の方たちが既に亡く て通ること は

です。 判や新! され V 歴史に う思 が た 動 陪審事件 国で実施された い はそれらを参考にしたの 制 聞による解説記事など大々的に宣伝活動が行われまし 度的 が、時折 £ Ľ な欠陥 · 簿 に は許 脳 は 被告人 陪審裁 裡 が 正 され をかすめます。 さ な れ は判 いと 陪審 の事件 であろうと推測されます)。 戦争がなか いわ E (による裁る) 制度実施の一年ばか れますが、 ったならば 判)を辞 どのような軌 度発足前 退する旨 制 り前 度とし の予測 た 跡をたどっただろうか、 から、 (裁判) \mathcal{O} を大 記載が非常に多く、指 て定着したであ 員制度の 講演や映画 きく下回 実施前 ったよう いろうか 模擬 0

ろとな れ になる途が が たす ているよりも多く、四八八件になることを突き止められまし がべての一般裁判の らず 力 判所に保存されてい 毀差戻され、 メで写真に撮り、 手に入る限りの記録の簿冊を調べ、また検察庁に保管され ありますが、その終結までを更めて追い 事件を洗い 更新された場合 再度、 い直し、確か 。 る、 整理されるというやり方でした。 陪審による裁判 て、例えば、陪審の四八四件と公表され (陪審員を選び直 予審事件簿、 なり陪審を辞退して裁判官のみによ 予審終結決定書、 して構成する)や、 評決が不当だとし てい かけて、陪審裁 ます が 公判事件 た。 増 田 先生は 事 件 判の 大審 て裁 て 事件数 11 \mathcal{O} 院 判 長の番 る刑 IJ ~ 上 えト 陪審事件簿 告さ 事判 容 る通常裁 を作成 れ判 公表さ 決 れ る が الح الح た 原 12 事 本 L 判

几

したが ま ようです。そうして、最後に、 face your obligation! "と言っ 11 ハ 間近く ハワイ ワイ滞在 た広 した。「自分の義務をきちんと果たせ」という意味でしょうか。 \succ 大学に数回 審理を進行させ、 島大学法学部とハワイ大学ロ 遅刻をしました。審理の半ばでしたが、裁判官は彼を陪審員席に座らせて、その 州の巡回裁判 一週間続きました。二日目に遅刻した二〇歳代前半と思われる男性の陪審員が 中に、数回、陪審裁判を見学する機会を得たことを思い出すことがありました。 にわたり合わせて六箇月近く滞在することができたことは望外の幸せでした。 の調査に参加 休憩を宣したときに彼を自分の席近くに呼び、 所(地方裁判所に相当する)で行われていた陪審裁判は民事事件で して、八〇年代か ースクール間の学術交流協定にもとづいて、 ら九〇年代の前半にかけ て解放する場面が 遅参の理由を尋ねた て、当時在 ハワ _ 7 V)

に ま てきます。 聞きました。この入退廷の時の陪審員は、 指示をしていました。また、 変わ かと感嘆したことを思い 陪審裁判では、裁判官の入退廷ごとに、在廷する人々に起立を求めます。書記官が ま りました。 何度か入退廷を繰り返しているうちに、その態度は次第に落ち付をまし、堂 裁判官も起立します。これは陪審員に対し敬意を表するためである、 したが、 両方とも陪審裁 威厳さえ加わ 陪審裁 次第に自分は冒頭 判 判 ってきます。 を行うことがあります。 出 の教育的効果ということが [します。 陪審員が休憩の時に入退廷するときにも、 その青年もちょっとキョトキョト 因みに、ハワイに ら当然、陪審員 初めはとまどったような、 いわ 、を務める立場にあるとい 員 は 選任 れ ま \mathcal{O} すが 裁判所と連邦 の手続中、 か、こう 照れたような表情 全員に したところが Ĺ とい ワ 0 た わん 起立を求 地方 所 E うことを 在 一々とし £ ば 判所 見受 ある カコ ŋ で 80

通常 〇年間 は 0 間に州と連邦の裁判所で各一回、陪審員を務めたことがあるという人がいまし 一生に一回か二回陪審員(候補者)を務める役がまわってくるようです。

は意外 にもか ぎて評 名誉なことであるからと裁判所に行くことを勧めたのに従って、 として大きく記事に取り上げられていました。 公判中に死亡した母の死に目に会えなかったことが、覚悟のうえでのこととは 二月 き合 ての感を以 た かわらず、その素人の真面目 の新聞に載っています。法律の素人による裁判と一部から軽く見られていたらし 以上にわたるときには、 があって、その後に法廷が再開されて陪審 ようです。 熱心に評議 て迎えられたことがわかります。また、重体の母が陪審員を務めることは 一二人の陪審員 (候補 選ばれ ったこと、時には 陪審員は裁判所 で誠実、かつ熱心な裁判への参与は、「法律専門家」に (補欠が た人たち っな \mathcal{O} 夜の の陪審員宿舎に「缶詰め」にされたこと、 出 11 席 八時、 し二人の場合がある)が真面目 率 の評決が答申されたこと、また、公 -の 高 一〇時、 いこと、遅刻もせずに裁 陪審員を務めた息子が、 稀に夜中の一二時 いえ、「美談」 を過

:の公判での当事者間のやりとりの様子が詳細に報道されたことが分かります 審裁 時には法定外にはみ出たという記事が見られます。そして、地元の新聞で 判 は、 特に地方では、 一大イベントであったらしく、 法廷が満員の傍聴人で埋ま は、

陪審法廷と「ホ テ ル なみ \mathcal{O} 宿舎が 地方裁判 :所の 敷地内に建築され、 その竣工に あ た 0

て、新聞記者や陪審員候補者に建物が公開されたこと、 L て盛大 な祝賀会が 催されたことが、 報道されてい 法曹三者の代表や地域の名士な ・ます。

ます。 な 取 ているようですが 集めたものです。 ようです。一冊は裁判 して使われ、 地方裁 0 11 実物の陪審法廷は、 ます。 判所の調査の折 和 五五 後に同県中部にある湯梨浜町で公民館として利用されているとのこと 旧名古屋控訴院には、陪審法廷を模した部屋があります。 後者には、 鳥取地方裁 頃 所 りに、見学に行ったことがありますが、 関係の写真集で、もう一冊はわが国のすべての 桐蔭大学横浜校と立命館大学に 裁判所 判所構成法施行五 判所 の陪審法廷は、 \mathcal{O} 敷地内に 陪審法廷や宿舎が建って ○周年記念として、 戦後、 移築され 鳥取家庭裁判 今では懐か ている二件 所 裁 いた位置が分 \mathcal{O} の建物 判所 本が だけ 1 0 思 見取 \mathcal{O} 版 V 一部と で、 さ 残っ か 义 鳥 ŋ な た

ケンナ たが、 明 ま した。 して下さった もうひとつ、広島大学法学部 その 判事 度に の法廷を見学したことがあります。 のですが、 判事室に来るように声をかけられ、 陪審員を選任するに当たって配慮をした苦心談を話して下さ から ハ ワイ大学に数人 その日は約一時間ごとに休憩を取ら 休憩前に行われた公判の審理経緯を説 一緒に滞在していたとき、 S うれまし 7

sault "(性的暴行罪) にという犯罪に該るとして、 審員候補 ワ -州では、こうした性的な軽いいたずら(と思う)程度でも、直ちに、″s被害者はダウン症の女子高生のブラの下から胸に触ったというものです。 者を選ぶために、 事前に三○名余の候補者を裁判所に呼んで、 弱者に対し法的な保護が厚いこと、 性的犯罪に 関わる

と伝えたところ、次々に辞退の申出があり、残るのは一○人余になったこと、こうした手において中立公平な判断を下すのに不安を覚える人は、個別的にその旨を申し出て欲しい事件であることを告げ、それら候補者のなかに、DVなどの被害を受けて、こうした事件 手続に入ったということです。こうした配慮は、わが国でも充分参考になりそうです。 続を三回繰り返して、漸く三〇名余の候補者を選んだうえで、公判を開き、陪審員の選任

終りに、思い出すことなどを順不同で書き散らした感じですが、どうぞご容赦ください。